

(みんなで育てる 北秋田市の子ども)

北秋田市次世代育成支援 地域行動計画書

秋田県・北秋田市

(平成19年1月改定版)

目次

第1部 総論

第1章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
第2章 子育て家庭を取り巻く現状と課題	5
1 市の沿革	5
2 本市の人口及び世帯の動向	6
（1）人口の状況	6
（2）住民基本台帳人口による現況と推計	6
（3）児童の人口の状況	7
（4）世帯	8
（5）合計特殊出生率及び出産の状況	9
（6）婚姻・離婚	9
3 就業の状況	10
（1）労働力率	10
（2）就業構造	10
4 市民の子育て意識（合併前のアンケート結果から）	11
（1）アンケート調査の実施と概要	11
（2）子どもの数が少なくなる原因（就学前児童調査）	11
（3）少子化の流れを変えるために必要なこと（就学前児童調査）	11
（4）地域社会で子育て支援をしていく上で必要なこと（一般町民調査）	12
（5）子どもを持つことのイメージ（中学生・高校生調査）	12
（6）結婚観（合川町の一般町民調査）	12
（7）共働き家庭に対する子育て支援（阿仁町の小学生調査）	12
5 計画策定にあたっての課題	13
（1）次代の社会を築く子どもの保護と自立の促進	13
（2）子育て家庭への応援	13
（3）地域で育てる意識と仕組みの構築	13
第3章 基本理念と目標	14
1 基本理念	14
2 基本的視点	15
3 基本目標	16

(1) 地域 みんなが支える子育て家族	16
(2) 子どもの成長と自立を支えるまちづくり	16
(3) 母と子の健やかな暮らしづくり	16
(4) いきいきとした、楽しい学びの環境づくり	16
(5) 子育てしやすい生活環境づくり	17
(6) 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり	17
(7) 子どもたちを危険から守るまちづくり	17
(8) 要保護児童への適切な対応	17
第 4 章 施策体系	18

第 2 部 各 論

第 1 章 地域 みんなが支える子育て家族	20
1 地域における子育て支援サービスの充実	20
(1) 放課後児童健全育成事業の充実	20
(2) 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）	20
(3) ファミリーサポートセンター	21
(4) 子育て支援ホームヘルパー派遣事業	21
(5) ショートステイ	21
(6) トワイライトステイ	21
(7) 子育てサポートハウス	21
(8) 地域子育て支援センター	21
(9) 児童館の整備	21
(10) 幼児教室の充実	22
(11) 相談機能の強化	22
(12) 育児講座	22
2 幼児教育と保育サービスの充実	22
(1) 保育所等の定員	22
(2) 延長保育事業	22
(3) 休日保育事業	22
(4) 一時保育及び特定保育事業	23
(5) 幼稚園預かり保育	23
(6) 幼保一元化の推進	23
(7) 保育事業の評価	23
3 地域の子育てネットワークづくり	23
(1) 子育てネットワークの整備	23
(2) 情報提供体制の強化	23
4 世代を超えた交流の推進	24

(1) 世代間・異年齢児との交流	-----	24
(2) 園庭・園舎及び学校施設の開放	-----	24
(3) 民生委員児童委員活動の充実	-----	24
(4) 祖父母学級の実施	-----	24
第2章 子どもの成長と自立を支えるまちづくり	-----	25
1 子どもの生きる力の育成	-----	25
2 児童及び青少年の健全育成と自立支援	-----	25
(1) 健全育成団体の強化	-----	25
(2) 児童の居場所づくり	-----	25
(3) 青少年の活動の場の提供	-----	26
(4) 奨学金事業の充実	-----	26
(5) 青少年の非行対策	-----	26
(6) 引きこもり及び不登校への対応	-----	27
3 子ども会活動等の支援	-----	27
(1) 子ども会及び母親クラブへの支援	-----	27
(2) ボーイスカウト等の活動支援	-----	27
第3章 母と子の健やかな暮らしづくり	-----	28
1 母子保健と小児医療の充実	-----	28
(1) 母子健康手帳交付時の指導と相談	-----	28
(2) 妊産婦・新生児等訪問指導	-----	29
(3) 妊婦・乳幼児健康診査・健康相談	-----	29
(4) マタニティ講座・各種育児講座	-----	29
(5) 学校保健法による健康診査等	-----	29
(6) 小児医療の充実	-----	29
(7) 予防接種の実施	-----	29
(8) 周産期医療の強化	-----	30
(9) 乳幼児医療費助成	-----	30
(10) 小児救急法講習会	-----	30
2 思春期保健対策の充実	-----	30
(1) 性教育の推進及び性感染症の予防対策	-----	30
(2) たばこ・アルコール・薬物に関する教育	-----	30
(3) 思春期保健事業の推進	-----	30
3 食育の普及促進	-----	31
(1) 食育の推進	-----	31
(2) 地産地消の推進	-----	31
(3) 体験学習・調理実習の充実	-----	31
(4) マナー教育の実施	-----	31
(5) スローフードの取り組み	-----	31

4	育児不安や育児ストレスの解消対策	31
	(1) 育児支援家庭訪問事業	31
	(2) ストレスの解消	32
第4章	いきいきとした、楽しい学びの環境づくり	33
1	児童の人権の保障	33
2	次代の親の育成	33
3	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	34
	(1) 確かな学力の向上	34
	(2) 豊かな心の育成	34
	(3) 命の大切さや家庭の役割等に関する学校教育の充実	34
	(4) 健やかな体の育成	34
	(5) 信頼される学校づくり	34
	(6) 学校施設整備	35
	(7) 交流事業の充実	35
	(8) 学校等の統合検討	35
	(9) 給食事業の充実	35
4	家庭や地域の教育力の向上	35
	(1) 家庭教育への支援の充実	35
	(2) 子育てサポーター事業の推進	35
	(3) 地域の教育力の向上	35
	(4) 児童・生徒向けの教室・講座の充実	36
	(5) 図書等の充実	36
	(6) 母親クラブの支援	36
5	スポーツクラブの整備	36
	(1) 総合型地域スポーツクラブの拠点整備	36
	(2) スポーツクラブ等の整備	36
第5章	子育てしやすい生活環境づくり	37
1	バリアフリーと防犯等に配慮した道路等公共施設の整備	37
	(1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	37
	(2) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	38
	(3) 子育て世帯への情報提供	38
	(4) 防犯設備の整備	38
	(5) 公共施設の危険箇所のチェック	38
2	子育てしやすい公営住宅の整備及び良好な居住環境の整備	38
	(1) 良質な住宅の確保	38
	(2) 良好な居住環境の確保	38
3	安全な交通環境の整備と公共交通機関等の維持	39
	(1) 道路環境の整備	39

(2) 冬季の除雪対策	-----	39
(3) バス路線の維持	-----	39
(4) 秋田内陸縦貫鉄道の維持	-----	39
(5) 大館能代空港の活用	-----	39
4 安心して遊べる衛生的な児童遊園等の整備	-----	40
第6章 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり	-----	41
1 企業等における子育て支援対策の推進	-----	41
2 放課後児童健全育成事業（学童保育）等の推進	-----	42
(1) 放課後児童健全育成事業の充実（再掲）	-----	42
(2) ファミリー・サポート・センターの設置検討（再掲）	-----	42
3 男女共同参画社会の推進	-----	42
4 次代を担う若者の就労対策	-----	42
5 子育て支援者の登録及び派遣等の確立	-----	42
第7章 子どもたちを危険から守るまちづくり	-----	43
1 子どもの交通安全教育の推進	-----	43
(1) 交通安全教育の推進	-----	43
(2) 交通安全団体の支援	-----	43
(3) チャイルドシートの正しい使用の徹底	-----	43
(4) 自転車の正しい乗り方の徹底	-----	44
2 子どもを取り巻く有害環境対策の推進と防災活動の推進	-----	44
(1) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	-----	44
(2) 防犯対策	-----	44
(3) 自主防犯グループの育成	-----	44
(4) 防犯講習の実施	-----	44
(5) 子ども 110 番の家の活用	-----	44
(6) 防災訓練等の実施	-----	44
(7) 防犯機器の活用	-----	45
3 被害にあった子どもの保護対策	-----	45
第8章 要保護児童への適切な対応	-----	46
1 配偶者及び児童の虐待防止対策の推進	-----	46
(1) 虐待防止ネットワークの強化	-----	46
(2) 早期発見、早期対応	-----	47
(3) 相談機能の強化	-----	47
(4) 母親への支援	-----	47
2 ひとり親家庭の自立支援	-----	47
3 地域で暮らせる障害児施策の充実	-----	47
(1) 早期発見・早期療育	-----	47
(2) 障害児及びその家族に対する支援	-----	48

(3) 自閉症児等に対する対処 -----	48
4 各種相談体制の整備 -----	48
(1) 障害に対する相談 -----	48
(2) 訪問調査の実施 -----	48
本市の子育て支援事業の現状と今後の予定事業について -----	49
第1章 地域 みんなが支える子育て家族 -----	49
第2章 子どもの成長と自立を支えるまちづくり -----	53
第3章 母と子の健やかな暮らしづくり -----	55
第4章 いきいきとした、楽しい学びの環境づくり -----	59
第5章 子育てしやすい生活環境づくり -----	60
第6章 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり -----	62
第7章 子どもたちを危険から守るまちづくり -----	63
第8章 要保護児童への適切な対応 -----	65
本計画の推進と施策の点検について -----	67
(1) 基本的姿勢 -----	67
(2) 計画の推進体制 -----	67
(3) 市民への周知と意見聴取 -----	67
北秋田市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱 -----	69
北秋田市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿 -----	71
旧4町の次世代育成支援行動計画策定経過及び新市地域行動計画策定経過 -----	72

第1部 総論

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

わが国において、平成元年の合計特殊出生率が1.57と戦後最低になったのを受け、少子化に対する将来への不安が大きくクローズアップされました。政府においては、中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針である「少子化対策推進基本方針」(平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議決定)、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」(平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意)、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(平成13年7月6日閣議決定)に基づく「待機児童ゼロ作戦」等により、子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを産み育てやすいようにするための環境整備に力点を置いて、様々な対策を実施してきたところです。

しかし、平成14年1月に発表された「日本の将来推計人口」により、これまで少子化の主な要因とされていた晩婚化・未婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい要因が把握され、少子化の進行が一層明らかになりました。

こうした観点から、平成14年9月には、厚生労働省において「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、保育に関する施策等「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取り組みに加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という四つの柱に沿って、総合的な取り組みを推進することになりました。

また、これを踏まえ、平成15年3月には、少子化対策推進関係閣僚会議において、政府における「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が策定されました。

ついで、平成15年7月に、「少子化社会対策基本法」や地域における子育て支援の強化を図るための「児童福祉法の一部を改正する法律」が制定されるとともに、地方公共団体及び事業主に対して行動計画の策定を求める「次世代育成支援対策推進法」が制定され、国、地方公共団体、事業主が一体となって次世代育成支援対策を推進することになりました。

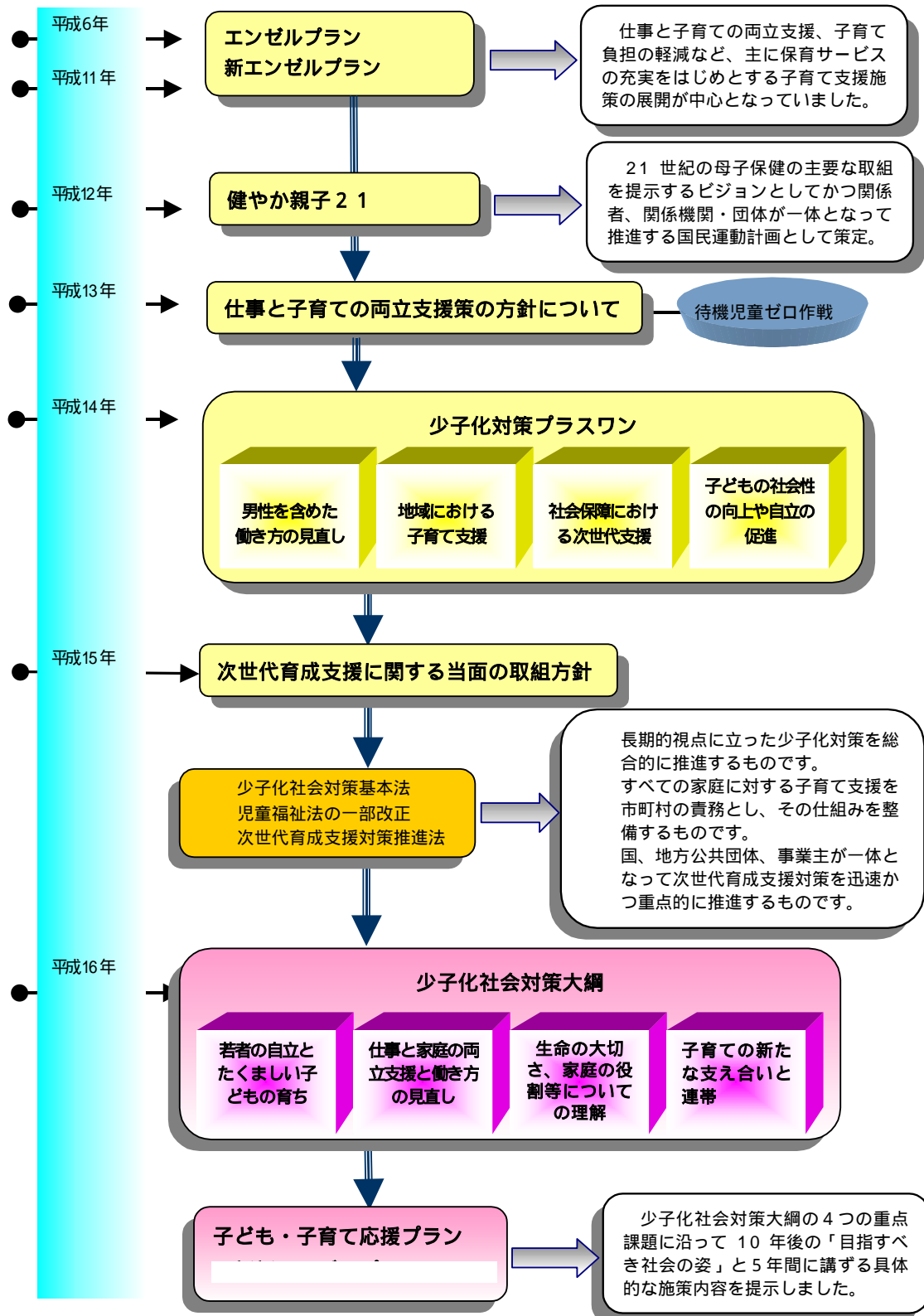
本市の計画策定にあたっては、少子化の動向が地域による違いもあることから、北秋田市の地域風土、社会情勢等に配慮し、「自然」「ひと」が調和でき安心して子どもを育てることができる総合的かつ具体的な支援計画として本計画を策定することとします。

核家族化の進行、就業構造の変化、都市化による地域の弱体化など社会環境の変化は、子ども自身だけでなく、子どもが育つ中心的な場所である“家庭”にも大きな影響を及ぼし、それが子どもに影響している部分も大きく、すべての子どもと子どものいる家庭を対象とした取り組みが必要であります。これには地域的な要因が影響しているとともに、少子化の動向や速度も地域による差異がみられます。また、暮らしの場である地域からきめ細かく取り組まなければ、効果的な成果は期待できないものと考えられます。

このため、北秋田市の子どもが育つ家庭に最も近い場にある地域で、子育ての意義について

の理解が深められ、子どもたちが健やかに育つ環境づくりに取組み、子育て家庭が子育ての喜びを実感できるようにすることが、本計画の目的です。

図 1 - 1 国における取組みの経緯



2 計画の位置づけ

本計画は次世代育成支援対策推進法、児童福祉法、少子化社会対策基本法等に基づき策定する計画です。そのため、少子化対策のこれまでの動向をふまえ、北秋田市(鷹巣町・合川町・森吉町・阿仁町)がこれまでに実施してきた子育て支援に関する施策と事業を総点検し、少子化対策に市を上げて総合的に取り組み、次世代を担うすべての子どもが健やかに生まれ育つことのできる社会環境を整備するための具体的な計画であります。

したがって、すべての子どもと子育て家庭を対象に、北秋田市が取り組む次世代育成支援施策の目標や方向を示した“北秋田市の子どもに関するマスタープラン”に位置づけられます。そして、福祉・保健・教育・まちづくり等、市の各行政部門で取り組む施策を総合して示しており、市の総合計画や関連計画との整合を図りながら策定し、あわせて、各家庭、学校、地域、職場など市全体の取り組みを促進するための指針となります。

なお、国及び地方公共団体においては「特定事業主行動計画」が策定されるほか、民間の事業主で常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、子育てと仕事の両立支援や職場環境の整備等に関する「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられています。本計画は事業主行動計画や国からの支援と一体となって、次世代育成支援に取り組んでいくこととなります。

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく法定計画です。

この計画は、母子及び寡婦福祉法第11条第2項第3号の規定に基づく母子家庭及び寡婦自立促進計画を包含し、一体の計画として策定します。

この計画は、「北秋田市総合計画」をはじめとする子どもにかかわる関連計画との整合を図っています。

この計画は、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮し、策定しています。

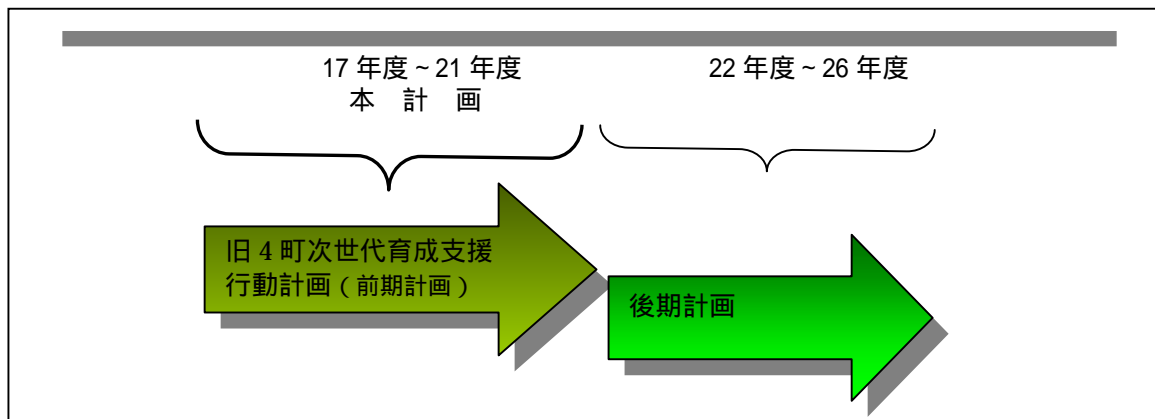
この計画は、「青少年育成施策大綱」に沿って、青少年の自立支援や健全育成についての施策を示しています。

この計画は、「母子保健計画」の内容を包含する計画で、母子保健事業の推進方向を示しています。

この計画は、「男女共同参画推進基本法」に基づく「北秋田市男女共同参画計画」との整合を図っています。

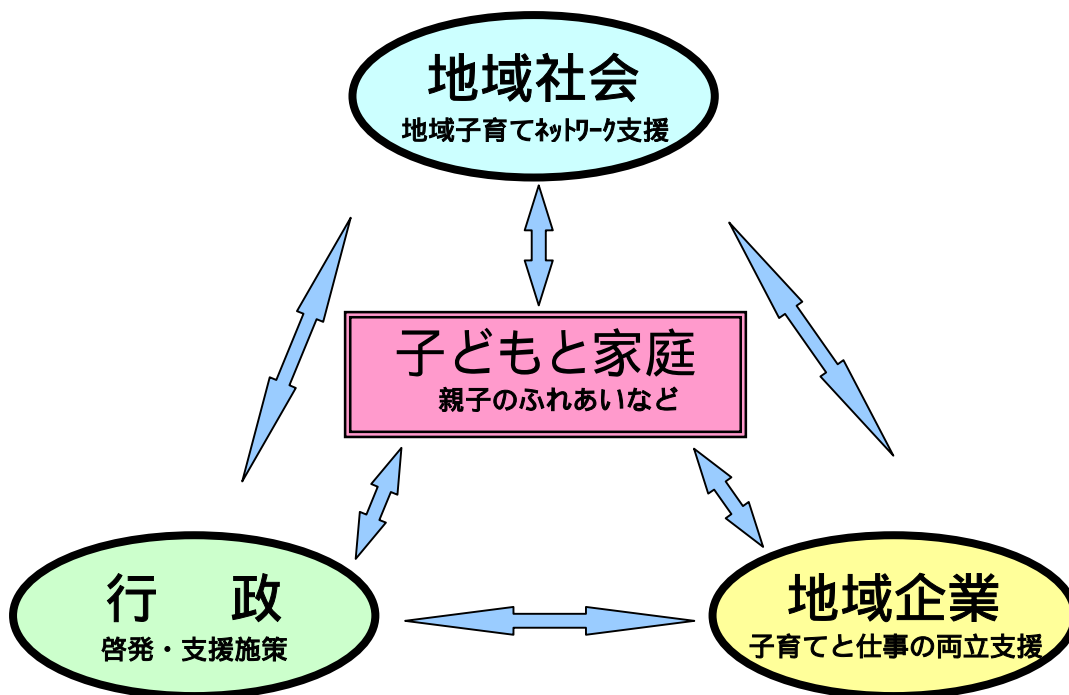
3 計画の期間

次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年度からの 10 年間で重点的かつ計画的に取り組むために制定された法律です。したがって本計画の期間は、平成 17 年度から平成 21 年度の 5 年間に前期計画とします。後期計画は平成 21 年度に、それまでの進捗状況をふまえて必要な見直しを行い、平成 22 年度から平成 26 年度までの後期計画を策定するものとします。



4 計画の対象

この計画の対象者は、全ての子どもとその家庭を中心に、地域、企業、行政等全ての主体を対象とします。



第2章 子育て家庭を取り巻く現状と課題

1 市の沿革

北秋田市は、平成 17 年 3 月 22 日に鷹巣町、合川町、森吉町及び阿仁町が合併して、新たに誕生しました。

本市は、秋田県北部中央に位置し、1,152.5K m²と秋田県の約 1 割を占める広大な面積を有しております。市の南部は森吉山をはじめとする奥羽山系の山々が連なっていることから山林等の占める比率が高く可住面積は全体の 16.4%となっております。奥羽山系の山々に源を発する米代川中流部の鷹巣盆地には、市街地が形成され、奥羽本線、秋田内陸縦貫鉄道、国道 7 号、105 号など交通網が走っており、古くから交通の要所であったことから、国、県の出先機関が多く置かれ、北秋田郡の中心地として発展してきました。また、平成 10 年 7 月には秋田県の第 2 の空港となる「大館能代空港」が開港し、現在は東京便 2 便、大阪便 1 便が就航し、これにより、人、物、文化等の交流が一層活発化され、臨空港型産業の集積やフライト農業、各種情報の受発信機能など、空港利活用による様々な波及効果が期待されています。

市の北部の綴子（つづれこ）地区は、かつての「羽州街道」の宿場町として歴史に登場しますが、この地区では約七百年前から「大太鼓祭り」が伝承され、このお祭りで行われる直径 4 m 近い大太鼓は、世界一大きい和太鼓としてギネスブックにも認定されました。

また、小ヶ田地内にある「伊勢堂岱遺跡」は、縄文時代後期（約四千年前）の環状列石が複数発見され、国内最大級の規模として、また共同墓地や祭祀の場として学術的にも高い評価を得、平成 13 年 1 月に国指定を受け、現在は、市による発掘調査が行われています。

洪積台地の「大野台」には、緑の台地とけ合う北欧の杜公園があり市民の憩いの場やスポーツ・レク会場として市民に活用されております。花の百名山森吉山周辺は、県立自然公園に指定されており、公園内には国が指定する天然記念物「桃洞・佐渡杉原生林」や県指定の名勝天然記念物「小又峡」、ブナ原生林が生い茂り自然景観に優れていることから観光客で多いに賑わいを見せております。根子番楽で知られる阿仁地区は、県内有数の豪雪地域であり、熊の狩猟で知られる阿仁マタギがおり伝統を今に引き継いでおります。また、藩政時代には産銅日本一を記録した阿仁鉱山があったことから、中央との交流や異国人の到来などで文化の伝来も早く古くから繁栄を極めた町であり、現在は森吉山の四季折々の自然の美を觀賞する Gondola での樹氷ツアーや春のお花畑觀賞、登山、トレッキングなどアウトドアライフのメッカとなっております。ブナ林の中には天然記念物のクマゲラも生息し、豊かな自然と伝統民俗が一つに融合し、個性に富んだ市勢が形成されております。

2 本市の人口及び世帯の動向

(1) 人口の状況

市における近年の人口の動向をみると、総人口は、昭和60年の49,356人から、最近の平成12年国勢調査では、42,048人となり、人口減少が大きく進んでいます。一方で、世帯数は平成7年まで増加傾向にありましたが、平成12年にはやや減少し13,622世帯となっています。

全国的に少子化が進むなかで、本市においても14歳以下の年少人口は減少しています。平成7年の国勢調査では人口比で14.0%であったものが、12年には12.5%に低下し、5,242人となり6千人を割り込んでいます。これに対し、高齢者は平成7年の23.9%から、平成12年には28.9%となり、人口の3割に達する状況となっています。今後団塊の世代が定年を迎えると老年人口がますます増え人口の4割に達するものと推測されます。

世帯数が伸びた理由は、核家族化や老人福祉施設への単身入所などが上げられます。

表1 - 1 年齢3区分人口と世帯数の推移

(単位：人、世帯、%)

区分	年次	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)
総人口		49,356 (100.0)	46,660 (100.0)	44,794 (100.0)	42,048 (100.0)
年少人口 0～14歳人口		8,985 (18.2)	7,551 (16.2)	6,270 (14.0)	5,242 (12.5)
生産年齢人口 15～64歳人口		32,803 (66.5)	30,239 (64.8)	27,827 (62.1)	24,665 (58.6)
老年人口 65歳以上人口		7,568 (15.3)	8,870 (19.0)	10,697 (23.9)	12,141 (28.9)
世帯数		13,608	13,511	13,794	13,622
1世帯当たり人数		3.63	3.45	3.25	3.09

資料：国勢調査結果

(2) 住民基本台帳人口による現況と推計

本市の総人口を住民基本台帳ベースでみると、平成12年から16年までの4年間の人口伸び率は平均して前年比1%の減少となっています。平成16年4月1日現在の人口は41,357人となっており、17度以降について推計すると今後とも減少傾向が見込まれます。その結果、平成21年度には38,083人となるものと予測されます。

また、年齢を3区分でみると、本計画の対象となる年少人口は、さらに減少が予想され、

平成 16 年の 4,619 人から平成 21 年には 3,838 人となり、750 人前後の減少となるものとみられます。全国的な高齢化のなかで老年人口はさらに増加し、生産年齢人口の減少が予測されます。

表 1 - 2 住民基本台帳による総人口の推移と推計

(単位：人)

	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年
年少人口	5,333	5,194	5,001	4,846	4,619	4,471	4,339	4,158	3,979	3,838
生産年齢人口	25,861	25,256	24,803	24,198	23,654	23,112	22,535	21,955	21,439	20,878
老年人口	12,145	12,453	12,681	12,938	13,084	13,096	13,182	13,345	13,290	13,367
総人口	43,339	42,900	42,485	41,982	41,357	40,679	40,056	39,458	38,708	38,083

資料：住民基本台帳 各年 4 月 1 日（3 月 31 日）

予測人口は、次世代育成支援行動計画策定のために、厚生労働省から示されたワークシートから推計しています。なお、推計手法は、コーホート間の移動法を採用しています。

(3) 児童の人口の状況

本市の児童の数も減少傾向で推移しています。平成 16 年 4 月 1 日の 0～17 歳の人口は、5,925 人であり、これを 6 歳ごとにみると、0～5 歳の就学前児童は 1,543 人、6～11 歳の小学生は 1,990 人、12～17 歳の中学・高校生は 2,392 人となっており、中学・高校生より就学前の人口のほうが少ないことから、近年、出産数が減少し、子どもの数が減っていることがわかります。平成 21 年の児童の見込み数は、4,935 人とみられ、平成 16 年との比較では、0～5 歳の就学前児童は 324 人、6～11 歳の小学生は 322 人、12～17 歳の中学・高校生は 344 人、それぞれ減少するものとみられます。

表 1 - 3 住民基本台帳による児童人口の推移と推計

(単位：人)

	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年
0-5 歳合計	1,832	1,757	1,714	1,646	1,543	1,462	1,395	1,309	1,238	1,219
6-11 歳合計	2,218	2,159	2,096	2,063	1,990	1,914	1,856	1,786	1,751	1,668
12-17 歳合計	2,812	2,739	2,565	2,459	2,392	2,308	2,236	2,160	2,096	2,048
児童合計	6,862	6,655	6,375	6,168	5,925	5,684	5,487	5,255	5,085	4,935

資料：住民基本台帳 各年 4 月 1 日（3 月 31 日）

予測人口は、次世代育成支援行動計画策定のために、厚生労働省から示されたワークシートから推計しています。なお、推計手法は、コーホート間の移動法を採用しています。

(4) 世帯

国勢調査結果からみる世帯（一般世帯）の状況をみると、核家族世帯は全体の47.1%で、全体の約半数を占めていますが、このうち「6歳未満親族のいる一般世帯」のうちに占める割合は39.7%、「18歳未満親族のいる一般世帯」に占める割合も36.0%となっております。これに対し3世代、4世代といった多世代（その他の親族世帯）の世帯数は「6歳未満親族のいる一般世帯」で60.3%、「18歳未満親族のいる一般世帯」で64.0%と6割強となっており、児童のいる世帯では、多世代の家庭のほうが多くなっています。

また、母子世帯、父子世帯¹⁾の数は総数で母子世帯が109世帯、父子世帯が17世帯となっており、離婚等による母子家庭については年々増加の傾向にあります。

表1-4 一般世帯の状況

(単位：人、世帯、%)

	一般世帯		6歳未満親族のいる一般世帯		18歳未満親族のいる一般世帯	
	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員
総数	13,622 (100.0)	42,048 (100.0)	1,331 (100.0)	6,749 (100.0)	3,674 (100.0)	18,162 (100.0)
核家族世帯	6,415 (47.1)	16,550 (39.4)	528 (39.7)	1,964 (29.1)	1,322 (36.0)	4,844 (26.7)
その他の親族世帯	4,448 (32.7)	22,719 (54.0)	803 (60.3)	4,785 (70.9)	2,351 (64.0)	13,317 (73.3)
非親族世帯	16 (0.1)	36 (0.1)	-	-	-	-
単独世帯	2,743 (20.1)	2,743 (6.5)	-	-	1 (0.0)	1 (0.0)

資料：平成12年国勢調査結果

表1-5 母子世帯・父子世帯の状況

(単位：人、世帯)

	一般世帯	6歳未満親族のいる一般世帯	18歳未満親族のいる一般世帯
世帯数	13,622	1,331	3,674
うち母子世帯の世帯数	109	15	104
うち父子世帯の世帯数	17	4	15
世帯人員	42,048	6,749	18,162
うち母子世帯の世帯人数	277	41	267
うち父子世帯の世帯人数	46	12	42

資料：平成12年国勢調査結果

¹⁾ 国勢調査では、母子世帯、父子世帯の定義は母親あるいは父親と20歳未満の児童からなる世帯と定義されています。

(5) 合計特殊出生率及び出産の状況

平成 15 年におけるわが国の合計特殊出生率は 1.29、秋田県は 1.33 となっており、全国の平均的水準を超えていますが、依然低い水準にあります。平成 10 年から平成 14 年までの 5 年間の合計特殊出生率は(鷹巣町で 1.68、合川町で 1.60、森吉町で 1.61、阿仁町で 1.56)県内でも比較的高い水準にありますが、人口を維持するためには 2.07 が必要といわれ、もう一段、出生率を伸ばしたいところです。

最近 5 年間の出産数は、最大で年間 288 件、最小は年間 209 件となっており、毎年のは平均は 250 件となっています。死亡は死産が毎年 5 ~ 10 件でやや多く、新生児死亡は平成 15 年に 1 件、周産期死亡は毎年 1 件程発生しております。

表 1 - 6 合計特殊出生率

(単位：人)

	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
全 国	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29
秋 田 県	1.45	1.45	1.40	1.37	1.33

資料：人口動態統計

表 1 - 7 出産、死産、婚姻、離婚件数

(単位：人、件)

	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
出 産 数	273	271	288	210	209
死 産	11	9	11	5	7
新生児死亡	0	0	0	0	1
周産期死亡	1	1	2	1	0
婚 姻 件 数	397	387	344	339	310
離 婚 件 数	99	89	100	97	88

(6) 婚姻・離婚

最近の婚姻件数は、この 5 年間で最大 397 件、最小 310 件で平均は毎年 355 件となっています。これに対し離婚件数は最大 100 件、最小 88 件で平均 94 件となっており、婚姻件数の 26.5% に達しています(表 1 - 7)。

平成 7 年、12 年の国勢調査から有配偶率をみると、25 ~ 49 歳の各世代で平成 7 年に比べ 12 年には低下するなど、晩婚化が進んでいます。特に男性の 40 代の有配偶率が 70%代と 8 割に達しない状況にあり、ひとり親家庭での子育てが増えつつあります。また、低年齢での結婚が増えてきている一方、晩婚や結婚しない人も増えつつあるのが深刻な状況であります。

3 就業の状況

(1) 労働力率

市の中心部である鷹巣地区・合川地区は、男性が20歳から59歳までは90%を超える労働力率となっているのに対し、女性は20～24歳と比較すると25歳から34歳ころまでは労働力率が低下しています。これは、結婚や子育てのために仕事を辞め、子育てなどに専念する女性が多いという状況を示しています。森吉地区・阿仁地区は、男性は30～59歳までは100%に近い労働力となっている。女性の社会進出が進んではいるものの、結婚子育て期にある25～29歳と30歳～34歳の女性は20から24歳と比較すると労働力は低下していることから、市全体的な傾向と考えられる。

(2) 就業構造

本市の就業者総数は、平成12年国勢調査で20,709人となっており、このうち2,960人が第1次産業就業者、6,915人が第2次産業就業者、10,826人が第3次産業就業者となっています。

産業構造を平成12年国勢調査における産業3区分就業人口比率で見ると、昭和45年に約50%を占めていた第一次産業は、平成12年では約14%となり、約30%を占めていた第3次産業が50%を超えると状況となってきている。また約20%を占めていた第2次産業は、約33%と増加し、サービス産業等への就業が大きく伸びてきています。ただし、県平均と比較すると第1次産業と第2次産業の比率がいまだ高く、第3次産業の比率が低いのが市の状況であります。

(就業者総数と第1次～3次産業就業者の合計との差の8人については分類不能産業就業者数である。)

4 市民の子育て意識（合併前のアンケート結果から）

（1）アンケート調査の実施と概要

本計画策定に当たり、就学前児童と小学生を持つ保護者に対し意識調査を実施しています。
また、計画の具体的な数値目標（特定14事業）を設定するため、保育の利用希望時間等の算出の基礎資料ともしています。

（2）子どもの数が少なくなる原因（就学前児童調査）

夫婦間の子どもの数が少なくなる原因で最も多く上げられている項目は、「子どもの養育や教育の経済的な負担が大きいから」が約88%と、「仕事をしながら子育てをするのが困難だから」が約70%で、この2つの経済的な理由等を大多数の人があげています。

第3位以下は「母親の育児・介護・家事負担が重いから」が約42%、「晩婚などによる年齢的な原因があるから」が約40%、「子どもがいると自由な時間がなくなるから」が約35%、「育児に精神的、肉体的な負担がかかるから」が約30%で続いており、育児負担に関する項目があげられています。

（3）少子化の流れを変えるために必要なこと（就学前児童調査）

今回調査では、「少子化の流れを変える必要はない」という人と「特にない・わからない」もわずか1%で、ほとんどの人が何らかの方策が必要だと考えています。

最も多いのは「男女がともに仕事や社会参加が中断されずに子育てができる体制を整備する」で約65%、次いで、「家事や子育ての負担が女性に偏る現状を改善する」が約53%、「奨学金制度の充実など、教育費の負担を軽減する」が約50%、「子育てサービス費用を社会で支える制度を導入する」が約50%、の3つの項目で半数を超えています。

また、「若者の就業支援など、生活の安定を促進する」が約45%、「子どもが将来に希望をもち、生きることが楽しいと思えるような社会をつくる」が約33%、「社会が子どもや子育てに関心をもち、社会全体で子育てをするという機運を醸成する」が約33%、と少なくありません。「思春期の子どもたちが乳幼児に触れたり、ちいさな子どもと遊ぶ機会をつくる」は約18%となっています。

(4) 地域社会で子育て支援をしていく上で必要なこと(一般町民調査)

地域全体で子育てを支援していく上で必要なこととして、第1位「子どもが危険な目に遭いそうな時は手助けや保護すること」約66%、第2位「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、積極的にしかること」約64%、第3位「出会った時に気軽に声をかけあうなど、積極的に子どもにかかわること」約55%が3位までを占めており、積極的にかかわってくれることを求めています。

(5) 子どもを持つことのイメージ(中学生・高校生調査)

子どもを持つことのイメージは、第1位「当然、子どもを持って育てたいと思う」約65%、第2位「自分の子どもはかわいいと思う」約55%、第3位「子育てを通して人間として成長できる」約45%の3つが特に多く、純粹かつ前向きな意識が表れています。

(6) 結婚観(合川町の一般町民調査)

結婚についての考え方は、第1位「時間やお金を自由に使えなくなる」42.6%、第2位「好きな人とずっと一緒にいられる」38.0%、第3位「子どもが持てる」36.3%等、打算的・現実的な回答と希望に満ちた明るい回答が混在しています。

(7) 共働き家庭に対する子育て支援(阿仁町の小学生調査)

共働き家庭の子育て支援については、「出産、育児のため退職した人が仕事に復帰できる再雇用制度が企業に整備されていること」が64.5%、次いで「勤務時間や制度など子育て者に配慮があり、それが実際に活用できる職場環境」58.7%、「男性が家事や育児を分担し、協力すること」57.9%、「夫や家族が働くことに同意し理解すること」52.9%が上位を占めており、社会的な制度や職場環境の改善を望む者がトップを占めています。

5 計画策定にあたっての課題

(1) 次代の社会を築く子どもの保護と自立の促進

子どもが将来への夢や目標を持ちにくい社会となっています。これは大人社会の責任です。豊かな心の育成とともに、主体的に生きることのできる力を育成することが必要であり、家庭、学校、地域社会が協働し、子どもが目標を見つけるきっかけづくりが求められています。

次代の社会を築く子どもが地域社会の中で安全にしかも愛されて育ちながら、将来に希望を持ち、自信を持って大人になり、結婚し、子どもを産み、育てることは有意義で楽しいと思えるような施策が求められています。

(2) 子育て家庭への応援

孤立感や負担感が増している子育て家庭に対し、子育てすることが本来持つ“楽しさ”が持続するよう支援する必要があります。子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮しながら、子育てを男女が協力して行っていくことを支援する取り組みが重要になってきます。

就学前の保護者には、同年齢の子どもを持つ者同士での情報交換の場や要保護児童に対する専門的な早期療育支援が求められています。

さらに、0歳児の母子密着がその後の子育てのあり方や、子どもの育ちに大きな影響を与える調査なども発表されています。ゆとりを持って、上手に、楽しく子育てができるよう、早期から子育てのコツを学ぶ機会なども必要と考えられます。

子育て家庭の良き理解者は、働き先の企業にあります。家庭と仕事の両立そして子どもを産み育てる条件整備は、企業の理解が無ければ推進できないことから、育児休業等が仕事場で優先されるような雇用環境の整備が、急務となっています。

(3) 地域で育てる意識と仕組みの構築

子育ては基本的には家庭の役割であり、第一義的責任は家庭にあります。しかし、核家族化が進む今日、家庭にのみ子育てを負わせる状況ではなくなっています。子育てしやすいまちづくりには、子育ての楽しさが続くような支援とともに、子育てが地域社会で支えられているという実感が重要です。そのためには、子育てを家庭の問題とするのではなく、子育てすることへの社会的評価を高め、子どもをきっかけとしたまちづくりが求められています。

地域に子どもの声や笑顔があふれるまちづくりは、活気や活力を生み出す新たなエネルギーとなり、コミュニティとしての地域の力(「地域力」)を高めることが期待されます。そのため、地域全体に少子化問題を広く周知し、それぞれの立場での役割を担う、家庭、学校、地域社会、行政が一体となった有効で実効性の高い施策が求められます。また、企業を含めた地域社会の構成員が行うべき役割について提起する必要があります。

第3章 基本理念と目標

1 基本理念

本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨や策定指針にのっとり、市民アンケート等の市民の声を尊重し、以下の基本理念を定めます。

みんなで育てる 北秋田市の子ども

2 基本的視点

子どもは大切な次代を担う市民

子どもには生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利があります。すべての子どもが次の時代の社会を担う、大切な市民として位置づけられ、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、また、子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境整備に配慮した計画とします。

子育て世代が安心して子育てが続けられる環境づくり

多くの住民が、協力者や相談者がいないなど過度な負担や孤立感、ゆとりのなさ、仕事との両立の困難さなどで、ともすれば子育ての楽しさを忘れてしまいがちです。子育てをしているすべての父親や母親が、地域社会のなかで安心して子育てができ、しかも、子育ての楽しさを実感できるよう、家族、地域、企業、事業所、行政が協働して応援することを目指します。

地域の子育て力の発掘とネットワーク化

子育て支援に活用できる施設や人材など社会資源を掘り起こし、その支援の輪を広げ、組織化を図り、子育て家庭を応援するまちづくりに努めます。今後も、市のあらゆる施策を子どもや子育て家庭からの視点により見直すとともに、相互に連携を図りながら、ネットワーク化を進め、さらには情報通信体制の整備、活用により、子育て情報の共有化を図りながら、家庭、地域、行政、事業所が協働で子育てに関われる地域社会の構築を目指します。

3 基本目標

(1) 地域 みんなが支える子育て家族

親の働き方の多様化とともに、保育サービスも様々な形態が求められるようになっていきます。一方、子どもたちにとっては、保育所や幼稚園は、日中を家族と離れて暮らす最初の体験の場です。保育サービスの質は子どもの人間性や社会性の発達に強く影響を与えるものであり、子どもの利益や尊厳に大きくかかわるものです。利用者のニーズや将来動向を勘案しながら、次代の社会を築く子どもの育成という視点に立って、保育サービスや幼稚園での教育の充実を図ります。

すべての子どもが幸せな幼児期を過ごせるよう、一時保育や障害児保育など保育サービスの充実を図ります。

また、子育て世代の孤立化を予防し、子どもたちがより多く愛され、地域への愛着を深められるよう、幼稚園や保育所だけでなく、地域全体が保育に関わる体制を強化し、高齢者との交流や情報提供体制の整備を進めます。

(2) 子どもの成長と自立を支えるまちづくり

少子化、都市化、情報化等の社会環境の変化や生活スタイル等の価値観の多様化など社会全体が大きく変化し、大人のみならず子どもを取り巻く生活も大きな変化をもたらしました。そうした中で社会や将来に不安を抱き、大人になることに不安を感じる若者が増えています。

次代の社会を築く若者が、地域の文化にふれ、地域を愛し自信を持って大人として自立し、結婚、子育てができるよう、青少年育成市民会議を核としながら、家庭・地域・企業・学校などと協働して健全育成をめざした取り組みを進めます。

(3) 母と子の健やかな暮らしづくり

子どもが輝くには、まず母親自身が心身ともに健康な状態であることが前提です。妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細やかなサポートによって子どもの健やかな心身の確保を図るとともに、安心して産み、育てる環境の基盤の充実を目指します。

次代の親となる中学生・高校生を対象として、乳幼児とふれあう機会を充実するため育児体験等の場を整備するほか、思春期保健の充実にも努めます。

また、食育については、保健・福祉行政担当、教育委員会、農協など関係機関が協力して、安心できる地域の食材を提供できる体制づくりを進めるとともに、子どもたちの食に対する関心を高められるよう毎日の給食や行事食の工夫、さらには季節ごとに計画される体験事業の充実を図ります。

(4) いきいきとした、楽しい学びの環境づくり

次代の社会を築く子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう確かな学力の向上と、地域の人材を活用した生きる力の育成を図ります。また、スポーツを通じて体をつくり、

自分の健康は自分でつくる意識と知識を養い、健やかな成長を支援します。

あわせて、家庭の子育て力が低下している今日、自信を持って家庭における教育が行われるよう様々な学習機会の充実や情報提供を行います。

本市においても、いじめや不登校などの問題もみられますが、今後、こうした問題を起こさないために、学校、PTA、地域、行政が連携して児童・生徒を支えていきます。

(5) 子育てしやすい生活環境づくり

親自身が安全でゆとりを持って子育てができるような生活環境を確保することは、子育てされる子ども自身の安全・安心を保障することになります。公共施設のバリアフリー化など子育て家庭にやさしい都市基盤を整備していくとともに、安全・安心のまちづくりを推進します。

また、公園等の公共施設整備のほか、各地区で子どもたちが戸外で遊びまわられる環境づくりを推進します。

(6) 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり

これまで、子育ては家庭で行われることを基本とし、そこで発生する問題についても家庭で処理されるべきものであるとの考えが主流を占めていました。結果として、多くの子育て家庭やこれから子どもを産み、育てていこうとする家庭の経済的・精神的・肉体的負担感を増大させる結果となっています。

すべての子育て家庭が子育て本来の楽しさを持続し、自信とゆとりを持って子育てできるよう、地域における子育て支援を強化するとともに、父親の子育て参画の推進、働き方の見直しなど家庭、地域、企業、事業所における取り組みを進めます。また、企業、事業所における子育てしやすい雇用環境整備を進めます。

(7) 子どもたちを危険から守るまちづくり

少子化による様々な課題に地域全体で関心をもち、子どもを産み、育てることへの社会的評価を高めるよう働きかけながら、災害、犯罪、交通事故などから尊い子どもの生命・身体を、地域を上げて守ります。また、犯罪、いじめ、児童虐待等によって被害に遭った子どもと保護者の支援体制づくりを進めます。

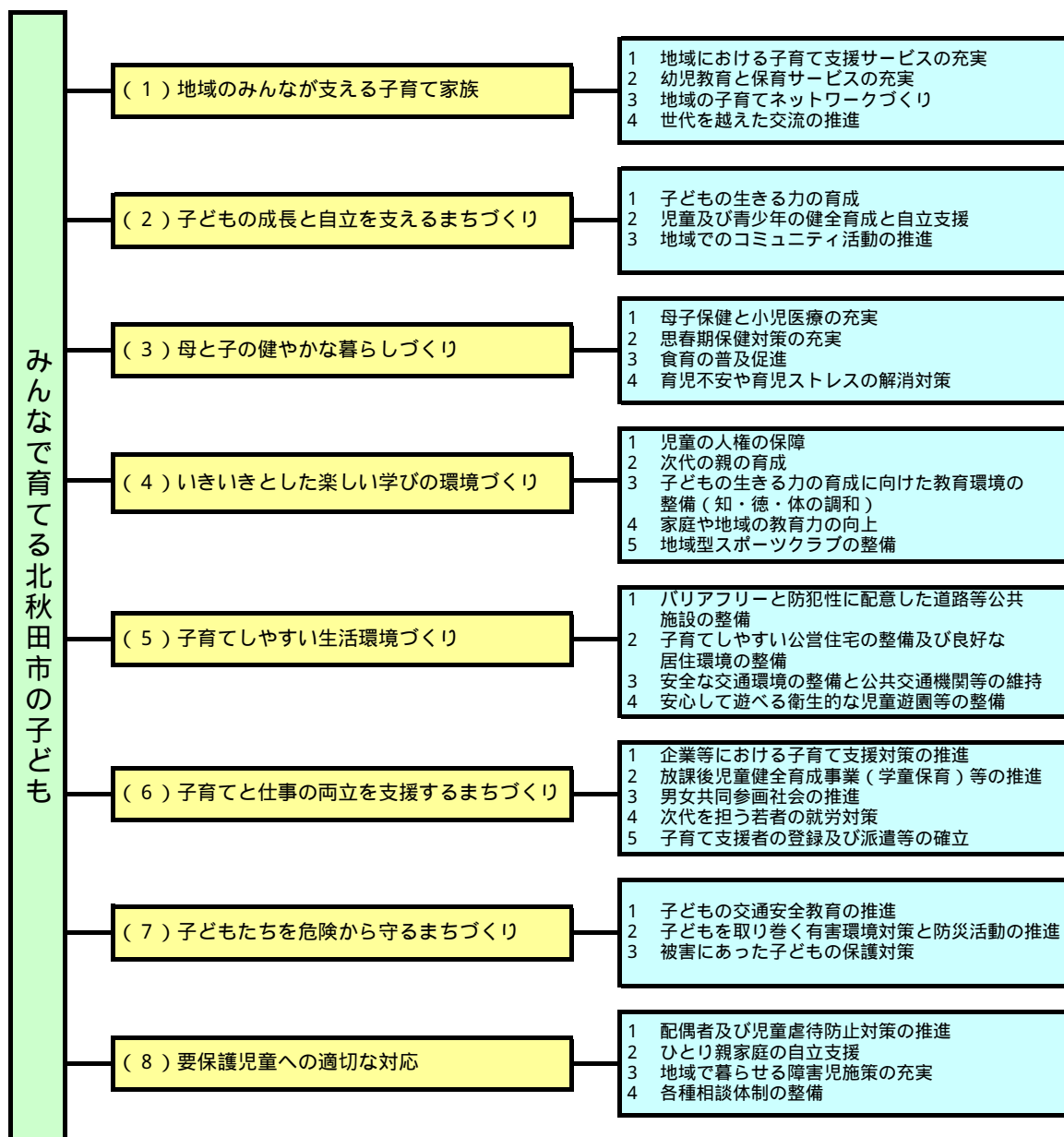
(8) 要保護児童への適切な対応

すべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重されることに配慮し家庭児童相談室を窓口、相談・支援体制の充実に努めます。

障害のある児童については、早期の療育を支援し、地域で暮せるよう保育所、学校等における受け入れ体制の充実を図るとともに、障害者自立支援法等に基づき各種サービスの活用や通所施設等の利用により、子どもたちやその保護者に対する多様なサービスの提供を図ります。

第4章 施策体系

本計画における施策の体系を次のとおりとします。



第2部 各論

第1章 地域 みんなが支える子育て家族

現状と課題

本市では、保育所は公立の認可保育7園、へき地保育所2園、私立の認可保育所4園の13園があります。また、幼稚園も公立2園、私立1園のあわせて3園があります。また、児童館は7館が整備されていますが、就労家庭の放課後児童対策として学童保育事業の要望が多く、推進のため、学区ごとの児童館創設の要望もみられます。また在宅で子育てしている親子への支援として、育児相談や親子で交流できる施設の要望があり、市の中心部（鷹巣地区）にある子育てサポートハウス（わんぱあく）を整備し、多くの市民に親子での交流の場の提供、各種育児相談や一時預かり、病後児保育も実施しています。保育施設については、将来的には現在の保育規模で定員は充足できるものとみられますが、核家族化や女性の社会進出など社会の変化に伴い、保育需要は多様化しており、時間延長や一時保育、休日保育などの多様化する保育ニーズに対応する必要があります。また、民営化を推進しながら、施設整備については、児童の減少に伴う公立施設（幼稚園・保育園）の統廃合や老朽化した施設の改築に当たっては、幼保一元化した総合施設としての整備が望まれます。

施策の方向

1 地域における子育て支援サービスの充実

（1）放課後児童健全育成事業の充実

小学校の児童の保護者が、仕事等で放課後保育できない場合に預かる放課後児童クラブ（学童保育）は、児童館や旧保育所及び小学校の余裕教室など14ヶ所の公立施設内で実施されています。今後とも保護者が安心して仕事ができるよう内容の充実に努めます。また、指導員については、児童厚生員としての資格の取得や各種研修の受講など質の向上に努めます。

（2）乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）

乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）については、施設型と派遣型があります。本市では市内医療機関との連携により、子育てサポートハウス「わんぱあく」の施設において集団保育ができない病気回復期の幼児から小学校の低学年児を対象に病後児保育事業を実施します。

(3) ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターについては、利用会員とともにサービスの提供会員の確保が課題となりますが、現在県主催の子育てサポーター研修を終了した方々で組織している「ファミリーサポート・ふれあい」が託児等子育てについてのサービスを提供していることから、その組織への支援等を推進したい。

(4) 子育て支援ホームヘルパー派遣事業

出産直後の母親のいる家庭で、親族などから家事援助が望めない家庭に対し、ホームヘルパーの派遣(有償ボランティア)を検討し、家事援助をすることで子育て支援を図ります。

(5) ショートステイ

子育て中の家族が病気になったときや出産のときなど、用事があって両親が家を空ける必要があり子どもを見てくれる人がいない場合に、短期間(7日以内)宿泊を含めて児童を預かるショートステイ事業について、今後、民間施設への委託により事業実施を図ります。

(6) トワイライトステイ

仕事などの都合で夕方から夜間にかけての預かりを行うトワイライトステイは、ショートステイと同様に、今後、民間施設への委託により事業実施を図ります。

(7) 子育てサポートハウス

「わんぱあく」では、就学前の低年齢児の遊びの場と保護者の交流の場を提供しています。こうした交流の場を通じての保護者の仲間作りやグループ活動を支援するほか、子育てに関する各種講習会の開催・子育てサポーターの派遣支援や育児相談事業等の子育て支援対策を総合的に提供します。また、家庭で育児をしている保護者の用事等に対応した一時的な預かりや、病後児保育のサービス提供を行います。

(8) 地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは、民間の鷹巣保育園と公立のあいかわ保育園・阿仁合保育園を指定し事業に取り組んでいただいております。今後とも旧町単位に1ヶ所以上の保育園を指定し、地域の子育て家庭に対する育児相談支援を行います。

(9) 児童館の整備

現在、児童館は7館が運営されています。児童館に対しては学区ごとに整備をするよう要望があることから、17年度には鷹巣中央児童館を整備し、18年度には鷹巣児童館の学童保育室の増設を行なうなど施設整備を行ないます。また、児童館は地域の子どもたちに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするために利用されていますが、学校の近くにある児童館については、あわせて放課後児童クラブ(学童保育)が実施できるよう人的配置と施設整備の充実を図ります。

中学生や高校生に対しても創作活動等の活用として児童館の利用を促進します。

(10) 幼児教室の充実

森吉地区で実施している、低年齢児の遊び場確保と保護者の交流を図るため、幼児教室として「めだか教室」を開催している。保護者がもつ育児の悩みや不安などが多様化しているため、開催場所や開催回数を増やしなが事業を推進する。

(11) 相談機能の強化

児童福祉法の改正により、要保護児童の相談窓口が市町村になったことから、市の福祉事務所に家庭児童相談室を設置し、あわせて家庭相談員を2人配置して、保育所、学校、児童相談所、保健センター、警察等との連携のもと、早期療育に向けた対応を図ります。

(12) 育児講座

教育委員会の家庭教育学級や保健センターでの育児講座等を、小学校等を活用して開催します。子育て中の保護者に対し、その児童・生徒の年齢にあった子どもとの関わり方などを学習する機会を提供します。

2 幼児教育と保育サービスの充実

(1) 保育所等の定員

幼稚園や保育所の定員については、児童人口の減少により縮小の方向にありますが、待機児童が発生しないよう定員管理に努めます。また、幼保の一元化及び「総合施設」の整備方針等に基づき、既存施設の総合施設としての運営の切り替えや施設の統廃合の検討、改築に当たっては総合施設としての整備を推進しながら、必要な定員の確保に努めます。

(2) 延長保育事業

延長については、市内全ての認可保育所実施。国の基準（11時間）を超えて30分延長と1時間延長を地域性を考慮し各園で実施しておりますが、今後は開始時間を調整し、全園とも1時間延長に向け改善しながら就労家庭を支援します。

(3) 休日保育事業

休日保育については、今後の住民要望等を考慮しながら検討し、市内で1園の事業実施をめざします。

(4) 一時保育及び特定保育事業

現況では、市内の私立2園と公立1園で一時保育を実施しています。パートタイム労働など、保護者の就業形態の多様化に伴い、週2~3回など一定程度の保育を行う特定保育事業については、今後の動向を見ながら検討します。

一時保育については、利用者の状況により、非定型、緊急時、リフレッシュなど多様な利用形態がみられるため、多様な要望に応える体制作りを進めます。

(5) 幼稚園預かり保育

幼稚園の預かり保育について、私立の幼稚園の事業実施を支援するとともに、公立幼稚園における事業実施を検討します。

(6) 幼保一元化の推進

幼保一元化については、「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」をめざし、質の高い教育・保育を提供するとともに、地域の多様な子育てニーズに応えるという観点から、内容を審議している状況にあり、現状の体制を維持しながら、今後の各種指針等に沿って、地域及び時代にあった運営と施設整備に努めます。

(7) 保育事業の評価

保育サービスの質を担保する観点から、次世代育成支援対策地域協議会や外部機関等を活用して、サービス評価等の取り組みに努めます。

3 地域の子育てネットワークづくり

(1) 子育てネットワークの整備

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

(2) 情報提供体制の強化

各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行うほか、市のホームページ等の活用による子育て情報の提供を図ります。また、幼稚園、保育所及び子育て関連施設におけるホームページの設置について検討します。

広報活動を通じて、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

4 世代を超えた交流の推進

(1) 世代間・異年齢児との交流

保育所、小学校で実施している世代間交流事業や異年齢児交流の充実を図ります。また、地域の児童館を活用した世代間の交流の充実や、中学生や高校生の保育ボランティアへの参加を促します。

(2) 園庭・園舎及び学校施設の開放

保育所や幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進します。また、地域の小学校等の施設を開放して、地域コミュニティ活動を支援します。

(3) 民生委員児童委員活動の充実

最近、児童虐待等への民生委員児童委員の対応が増えており、地域活動における役割はますます大きくなっています。今後とも、危険箇所の点検など連携体制を十分にとって活動が円滑に推進できるよう情報提供等を行います。

(4) 祖父母学級の実施

経験豊かな地域の高齢者を子育ての担い手として活用するとともに、最近の新しい遊びを通じて孫と遊ぶことができるよう祖父母の子育て学級の開催を検討します。

第2章 子どもの成長と自立を支えるまちづくり

現状と課題

青少年の健全育成のために青少年育成市民会議等が設置されておりますが、非行の低年齢化や凶悪化など大きな事件が後を絶たない現状、青少年の健全育成や非行防止のための活動の充実が課題となります。また、青少年を未来の北秋田市を担う住民として、育成するためには、地域に対する理解や市内企業での就業体験、各種ボランティアへの参加等も重要となってきます。また、異年齢間の交流が薄れているなかで、中学生・高校生が小学生の面倒をみるようなジュニアリーダーなどの活動の充実も課題となります。

施策の方向

1 子どもの生きる力の育成

児童・生徒が、学校や将来、職場で意欲を持って主体的に学習や仕事に取り組むことができるよう、学校教育において生きる力、協調できる心の育成に努めます。

2 児童及び青少年の健全育成と自立支援

(1) 健全育成団体の強化

青少年育成市民会議等の健全育成団体の活動を支援し、あわせて各団体の連携のもと健全育成事業や各種の体験学習の機会の整備、非行防止活動の推進を図ります。

(2) 児童の居場所づくり

既存施設を利用したキッズルーム等の設置

調査結果では、「雨の日に遊べる場がない」「安心して遊べる場がない」という意見が多くみられました。これをふまえ、子どもたちが気軽に遊び、親同士も雨の日も気軽に集まれる場を確保するため、児童館のない地域においては公共施設あるいは民間の既存施設の有効活用により、キッズルーム等の設置を検討します。

中学生・高校生の活動支援

中学生や高校生などについても、地域において自主的に各種行事に参加し、楽しく過ごすことのできるよう啓発活動に努めます。また自主活動による公共施設の活用等については学校と協議をしながら施設利用料の軽減等を行う他、企画等のサポートを行います。

(3) 青少年の活動の場の提供

青少年を対象とした自然体験活動や環境保全活動、市内企業での就業体験、社会参加活動を始めとする多様な体験活動の機会の充実に努めます。

(4) 奨学金事業の充実

若者の自立を促すためにも勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことにならないよう奨学金制度の活用をし推進します。

(5) 青少年の非行対策

教育・啓発活動

学校での学習への適応指導、生活習慣指導、性の逸脱行動の問題点等について適切な指導を促進します。また、女子少年の携帯電話の「出会い系サイト」利用による性的被害が増加していることから、児童が利用することの危険性などの啓発活動を推進します。

講演会の開催

社会を震撼させる少年非行が続発している現状をふまえ、警察等の専門的な立場から、覚醒剤など子どもたちにとって有害となり、また非行の原因となる情報及びその対策についての指導及び講演会を学校等で開催します。

青少年非行の防止及び立ち直りの支援

青少年非行を防止するため、学校での教育を強化するとともに、市の防犯指導隊や防犯協会を中心に、学校、保護者、地域との連携により見回りパトロールを強化するなど、犯罪を未然に防ぐ地域社会づくりを進めます。また、青少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援に対しては、市の家庭児童相談室を窓口し、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処します。

子どもを取り巻く有害環境対策

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータソフト等を販売している一般書店等の事業者に対し、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関、団体、PTA 及びボランティア等の地域住民と連携・協力をして関係業者に対する自主的措置を働きかけます

(6) 引きこもり及び不登校への対応

引きこもり及び不登校への対応においては、各学校で教職員内での連携だけでなくスクールカウンセリングを中心に学校、保護者のほか、民生委員児童委員や地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処できるよう個別の事例に対して専門チームを編成して対応を図ります。

こうした子どもの心の病気が年々増加の傾向にあることから、市内の精神神経科を存続させて安心して相談、治療できる体制を整備します。

3 子ども会活動等の支援

(1) 子ども会及び母親クラブへの支援

子ども会活動は、各地区ごとに地域の伝承芸能への取り組みや、親子キャンプ等、活動を行っています。市として、単位子ども会等の組織化を図るとともに、子どもが減少してきている現状や集落規模の見直しとあわせて、子ども会についても適正規模に調整し、効果的に子ども会活動を支援できる体制づくりに努めます。

また、こうした活動のなかから、次のリーダーとなるジュニアリーダーの発掘や育成に努めます。また、単位子ども会事業を総括する母親クラブについても、その育成事業を支援します。

(2) ボーイスカウト等の活動支援

市内にあるボーイスカウト団体への活動支援と、次の活動リーダーとなるジュニアの発掘と育成の支援を行います。

第3章 母と子の健やかな暮らしづくり

現状と課題

母子保健事業は、出産、子育ての最初の段階であり、母子の健康維持や健やかな乳幼児の発達のために重要な役割を果たしています。母子保健事業については、アンケート等では、概ね評価されています。生活習慣病についての関心が高まるなかで、中高年になってからの健康づくりは難しく、子どもたちからの健康づくりや生活習慣が重要視されるようになってきています。近年、食生活をとりまく社会環境等の変化に伴い、こどもたちに朝食欠食、偏った栄養摂取などの食生活の乱れや肥満傾向の増加が見られます。

最近では、核家族化が進み、子育て不安を訴える母親の増加や、育児ストレス等による乳幼児虐待の問題もあり、悩みを抱える母親の相談や指導において母子保健分野の役割も大きくなってきています。

さらに、次の世代の父親や母親になる人に対し、出産、子育てに関する意識づくりや子どもたちの性の問題、飲酒・喫煙・薬物等に対する危険性を伝える思春期保健事業も重要となってきています。

核家族化が進む現状、妊娠・出産の支援体制と、周産期医療体制の充実が地域の課題となっています。

施策の方向

1 母子保健と小児医療の充実

(1) 母子健康手帳交付時の指導と相談

親子の健康の確保に向けては、妊娠届の提出と母子健康手帳の交付が第一歩となります。保健師と栄養士との協力により、母子健康手帳交付時の指導・相談を充実し、妊婦が安心して出産の準備ができるよう努めるとともに、母子保健サービス等の説明などにより、健康診査や保健指導を利用できるように努めます。

また、発達につまずきのあると思われる乳幼児の療育支援相談として「スキップ・クラブ」の充実を図ります。

(2) 妊産婦・新生児等訪問指導

母子保健推進員だけでなく、民生委員児童委員や社会福祉協議会、福祉部門などとの連携を強化し、必要とされる家庭に対し、乳児の養育、健康管理に必要な知識と適切な情報提供、必要なアドバイスを実施します。

各種乳幼児健診等で継続して指導が必要な子どもとその家庭に対しては、保健師が訪問し、精密検査や専門機関への紹介、個別相談などへつなげるようにします。複雑化する問題に対応できるように、専門相談員等の確保を含め相談体制を整備します。

(3) 妊婦・乳幼児健康診査・健康相談

妊婦健康診査は、医療機関へ委託。乳幼児健診・相談は、集団実施し、疾病や異常の早期発見にとどまることなく現代の子育てニーズに応じた育児支援の体制を整備します。

(4) マタニティ講座・各種育児講座

マタニティ講座への父親や家族の参加を呼びかけます。また、親の育児不安の解消や児童虐待の発生予防の観点から、妊娠期からの継続した相談・支援体制の整備を図ります。

(5) 学校保健法による健康診査等

学校保健計画に基づき、各種定期健康診査による疾病の早期発見と健康状態の把握、衛生管理を推進します。

学校が家庭に配布する保健だより等では、健康増進を啓発し、最近では心の健康などを取り上げ、教育相談と連携して進めており、今後は家庭の理解と協力が得られるような方策を取り入れます。

(6) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組みます。特に小児救急医療について、県、近隣市町村及び救急指定の病院、消防署等の関係機関との連携により、救急体制の整備に努めます。

また、休日等における当番医制度を市内の全ての病院等に協力していただき安心して子育てができるよう努めます。各家庭に対しても「かかりつけ医」を持つよう普及促進を図るほか、広報やインターネット等を活用して休日・夜間の救急医療の周知を図ります。

(7) 予防接種の実施

保健センターと学校、医療機関等との連携を図りながら、各種疾病を予防するために、BCG、ポリオ、三種混合（百日咳・破傷風・ジフテリア）、MR混合（麻しん・風しん）日本脳炎の予防接種を行います。

(8) 周産期医療の強化

妊娠・分娩時の突発的な緊急事態に対応するため、周産期医療体制の確保が進められており、搬送体制なども含め県や市内の医療機関と連携して対応します。

(9) 乳幼児福祉医療費助成

乳幼児福祉医療費助成については、県との協力の下、乳幼児が安心して医療サービスを利用できるように、医療費の無料化を図ります。また、申請手続きの簡素化についても検討します。

(10) 小児救急法講習会

子どもの不慮の事故を予防し、事故や急病時に適切な判断と迅速な対応ができるように、知識と技術を学ぶ小児救急法の講習を実施します。

2 思春期保健対策の充実

(1) 性教育の推進及び性感染症の予防対策

厚生労働省の統計によると 10 代の人工妊娠中絶率は、10 年前の約 2 倍となっているというショッキングな現状に鑑み、児童・生徒に、道徳・特別活動授業等の授業を通じて性に関する健全な意識の醸成と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めます。また、家庭の役割の重要性を保護者に啓発します。あわせて、家庭での啓発が促進できるように努めます。

(2) たばこ・アルコール・薬物に関する教育

たばこ・アルコール・薬物については、学年が上がると「個人の自由など」という回答が若干増えていることがうかがえます。学校の保健体育の授業において、道徳・特別活動等の授業を通じて推進します。あわせて、家庭での啓発と地域の協力を得て防止できるよう体制の強化を図ります。

(3) 思春期保健事業の推進

研修会の他に、生命の尊さ、父性・母性を養う機会となるように、小・中学生が赤ちゃんとのふれあい体験の機会を持てるよう、幼児健診の時の育児ボランティアや、保育所への保育ボランティアなどを実施し、積極的な社会参加を促します。

3 食育の普及促進

(1) 食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を定着させ、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりを図るため、保健分野や教育分野、農林漁業を始めとする様々な分野が連携しつつ、発達段階に応じた食に関する学習会の開催に努めます。

また、マタニティ講座を通じて、食に関する学習の機会や健康な赤ちゃんを育む栄養指導の充実に努めます。

(2) 地産地消の推進

市内の小・中学校（合川地区の小学校を除く）は、センター方式で完全給食を実施しています。保育所では0歳児から2歳児は完全給食で、3歳以上児はご飯を持参する副食となっておりますが、地産地消の視点から地元農協等との連携により、学校給食等への安全でおいしい地元食材の活用を進めます。

(3) 体験学習・調理実習の充実

鷹巣地区の小学校で4校に学校田があり、学校においても総合的学習等の時間を活用して、米づくりなどの農業生産体験の充実を図ります。また、市内各地域に古くから伝わる伝統料理があり学校給食にも季節食として取り入れを図る。

(4) マナー教育の実施

保育園や学校給食の場を活用し、食事のマナー教育の実施を検討します。

(5) スローフードの取り組み

近年、外食等多様な食べ物が地域に浸透し、バランスを欠いた食生活による子どもの健康への影響が問題となっていることからごはんを中心とした日本型食生活の定着を図りながら、食事や食材を見直し、ゆっくりと食事を楽しむスローフードへの取り組みに努めます。

4 育児不安や育児ストレスの解消対策

(1) 育児支援家庭訪問事業

育児ストレス、産後うつ病等により子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、または虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭を支える事業であることから、要支援者のため実施に向け検討します。

(2) ストレスの解消

育児不安や育児ストレスを解消するために、子育て支援室「あいあい」や子育てサポートハウス「わんぱあく」の活用を促し、母親同士の仲間づくりを支援します。子育て支援センターの活用による相談機能を強化するとともに、民生委員児童委員等との連携により、課題を抱えた母親の把握に努め、必要に応じ家庭相談員や保健師等の訪問指導を行います。

第4章 いきいきとした、楽しい学びの環境づくり

現状と課題

学校の現場は、ゆとりの確保と学力の向上の相反する考え方のなかで、総合的な学習の時間の活用等が大きな課題となっています。最近では学校の安全対策が課題となっており、不審者対策のため、防犯ベルの整備や警察署との連携により、子ども 110 番の家なども整備されてきました。

住民の学校教育に対する関心では、心の教育の充実が大きな割合を示しています。次代を担う子どもたちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身につけ、豊かな人間性を育むよう発達段階に応じた様々な奉仕活動・体験活動の機会を充実させることが求められている。一方で、引きこもり児童や不登校児童は、わずかですが、対応には難しい問題があります。

社会教育では、児童の参加できる教室も整備され、ジュニアリーダーなども活躍しています。

次世代の育成という視点からは、部活動を行っている中学生や高校生を対象とした体験学習やボランティア活動への参加促進などが課題となっています。

スポーツでは、特に総合型地域スポーツクラブへの取り組みをはじめたところですが、スポーツ少年団との連携が必要であり、児童から高齢者まで市民の自主的な参加と運営により事業を充実していく必要があります。

施策の方向

1 児童の人権の保障

子どもの権利条約に基づき、すべての子どもが人として尊重され、次代の北秋田市を担う希望の存在として、尊重されるよう、子どもたちへの人権教育の実施と啓発活動を進めます。

2 次代の親の育成

中学生、高校生等が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。また、次代の親として、経済的にも自立できるよう市内の職場訪問など職業体験等の機会を整備します。

3 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

(1) 確かな学力の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進することとします。

(2) 豊かな心の育成

児童・生徒の豊かな人間性や社会性等を育むためには、成長の段階に応じて、ボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ、様々な体験活動を行うことが有意義であることから、豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取り組みの充実に努めます。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、児童家庭相談室等を窓口に、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等に努めます。

(3) 命の大切さや家庭の役割等に関する学校教育の充実

中学生や高校生が、子どもや家庭について考え、乳幼児との触れ合いの機会をできるだけ多くもつとともに、将来親になった際に必要となる子育ての基本的な知識・技能・態度等を修得できるような学校教育を推進します。

(4) 健やかな体の育成

学校におけるスポーツ活動の充実をめざし、外部や地域の人材活用も含めて、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに学校間の交流を増やし、クラブ活動の充実を図ります。

(5) 信頼される学校づくり

学校は、住民の多様な要請に応え、信頼される学校づくりを進めるためには、保護者や地域住民の意向が学校運営により的確に反映されていることが重要であることから、学校評議員制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた通学区域の弾力的運用等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

あわせて、学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理を強化します。

(6) 学校施設整備

ハード面の学校整備としては、小・中学校において、耐震診断及び耐震補強を進めます。

設備面では、情報化教育のための施設整備を進めるほか、安全対策面から、非常通報装置等の安全設備の整備を強化します。

(7) 交流事業の充実

国際交流などの交流事業をさらに発展させ、国内、国外の他地域の児童との交流機会を促進します。

(8) 学校等の統合検討

幼稚園や小・中学校及び高等学校の適正規模等について調査研究し、将来を見据えた学校のあり方、統廃合のあり方について整備計画を策定し、保護者や住民の理解を構築します。

(9) 給食事業の充実

給食については栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する者が学校給食の管理と食に関する指導とを一体的に担い学校全体としてより効果的な指導を組織的・体系的に実施できるよう「栄養教諭」制度が創設されました。本市においては、合川地区の小学校のみ補食給食となっていることから、全校が完全給食として実施できるよう推進します。

4 家庭や地域の教育力の向上

(1) 家庭教育への支援の充実

教育委員会や公民館だけでなく、保健や福祉部門との連携を強化しながら、改善センター、公民館等の社会教育施設を始め、保育所の授業参観や乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する子育て講座等の学習機会の整備に努めます。

(2) 子育てサポーター事業の推進

子育てに対する市民のボランティア参加を促し、県の「子育てサポーター」養成講座等への参加を促進します。また、こうした「子育てサポーター」の活用により、子育て中の親が、気軽にサポーターの支援を受けられるよう組織体制の整備について支援を行います。

(3) 地域の教育力の向上

地域の自然環境や経験豊かな人材の活用により、子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツ指導者の育成等子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力の向上を図り

ます。

また、地域にある優れた芸術文化や伝承芸能を体験することにより、豊かな感受性と多様な個性が育まれ、地域を愛し、誇りとする心が芽生えるよう、参加・体験の機会の充実を図ります。

(4) 児童・生徒向けの教室・講座の充実

母と子のわくわく広場やちびっこ囲碁講座をはじめとする公民館講座など、幼児や児童向けの各種講座の充実努めます。また、子育てボランティアの積極的な参加を促しながら、講座の充実を目指します。また、学童クラブ等への出前講座についても推進します。

また、児童・生徒の感受性を高めるために、学校や市立文化会館等での優秀な舞台芸術やコンサートに直に触れる機会を提供します。

(5) 図書等の充実

子どもたちが幼いときから本に親しめるようブックスタート事業や絵本の読み聞かせなどの事業を推進するとともに、市立図書館をはじめ保育所、学校等における児童向け図書等の充実に努めます

(6) 母親クラブの支援

市内の単位母親クラブ及び連合会としての「未来子育てクラブたかのす」等の地域活動を支援します。

5 スポーツクラブの整備

(1) 総合型地域スポーツクラブの拠点整備

住民が、自ら参加し、クラブ活動を行う総合型地域スポーツクラブについて、広報活動等により、市民に対し積極的に参加を呼びかけるとともに、拠点施設の整備や種目の充実、指導者の確保等に努めます。

(2) スポーツクラブ等の整備

子どもたちのスポーツ活動は、主に学校におけるクラブ活動やスポーツ少年団活動を中心としています。今後ともこうした活動を支援していきませんが、新市によるクラブの統合や新市全体を対象とした新しいスポーツクラブの整備等にも努めます。

就学前の保育所における体力づくりやスポーツへの取り組みについて調査、検討します。

第5章 子育てしやすい生活環境づくり

現状と課題

本市では、都市環境の整備として18年度に都市計画マスタープランを策定し快適で安全なまちづくりを推進することにしてありますが、合併した旧4町を連結する幹線道路の整備や融雪溝の整備、冬季の生活路線と通学路の確保などが課題となります。市営住宅の整備促進のためのマスタープランを今後策定する予定ですが、子育てに配慮した福祉的な視点からの住宅政策とともに、若者の定住促進をめざした特定賃貸住宅の整備など、幅広い視点で整備を進める必要があります。安全な地域づくりのためには、市の防災計画に基づき防犯灯などの整備と不審者対策としての防犯体制の地域的な確立が課題となります。

子どもと子育て家庭にとって、子どもの目線からみたまちづくりは、安全性の確保はもちろん、快適な生活環境づくりのために重要な課題です。道路や住宅、公園等の整備については、バリアフリーの考え方を基本に安全かつ快適なまちづくりが求められています。

公園は市内に鷹巣中央公園などの都市計画公園や児童遊園、農村公園などがあり整備はされていますが、施設内のゴミ対策や既存トイレの適切な管理、屋外トイレの未設置箇所の新設などが検討課題となっております。また、雨が降ったときに遊べるところが欲しいといった屋内施設などにも要望がみられます。また、各施設にある遊具の更新や安全管理も課題となっています。

下水道事業については、下水道整備計画に基づき全市水洗化に努めるとともに一層の加入促進を図ります。

施策の方向

1 バリアフリーと防犯等に配慮した道路等公共施設の整備

(1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進を図り、妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化に努めます。本県には「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」が制定されておることから、その施設整備基準を適用した公共施設等の整備を推進します。

(2) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備に努めます。

(3) 子育て世帯への情報提供

子育て情報誌や子育てマップの作成・配布や、各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を進めます。

(4) 防犯設備の整備

通学路や公園等における防犯灯等の防犯設備の整備を進めます。また、道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備について、修繕や改善が必要な時には、防犯設備の整備を進めるなど、利用する市民の安全対策に努めます。

また、幼保施設や小・中、高等学校の防犯対策についても、児童・生徒の安全が確保できるよう防犯設備の設置と人的な見守り体制（スクールガード等）を含め体制整備に努めます。

(5) 公共施設の危険箇所のチェック

民生委員児童委員や小学校PTA等との連携により、通学路や公園等の市内公共施設の安全性を毎年チェックし、危険箇所の改善を進めます。

2 子育てしやすい公営住宅の整備及び良好な居住環境の整備

(1) 良質な住宅の確保

老朽化が進む市営住宅のうち南鷹巣地区等については、今後マスタープラン（基本計画）を策定し、子育て世帯にも配慮した間取りを検討します。また、入居者とも協議しながら、高層、二階建、平屋建など地域にあった住宅建設を進めます。さらに、住民に身近な地方公共団体として、持家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供に努めます。

(2) 良好な居住環境の確保

本市では、市街地については、単独公共下水道事業として整備を進めています。農村地域にあっては、農業集落排水事業を導入するとともに、合併処理浄化槽の設置促進を図り、全市の水洗化を進めます。

また、現行規定や市の環境保全基本計画(18年度以降に策定予定)に基づき、ゴミ処理場における水質検査の実施や、ゴミ不法投棄の監視体制の強化、ペットのふん尿対策など、住民の意識の高揚に努めます。

3 安全な交通環境の整備と公共交通機関等の維持

(1) 道路環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、国道、県道の安全対策を要請するとともに、通学・通園路を中心とした市道の歩道整備等の道路環境整備を進めます。また、空港と市街地を結ぶ幹線街路工事として、中岱橋架橋工事が進行中であり、それに伴い、市街地に入る取付道路等の整備を推進します。

高速交通体系の整備として日沿道の早期整備を促進します。

住宅地など「あんしん歩行エリア」を検討し、歩道、ハンプ、クランク等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を進めます。

(2) 冬季の除雪対策

主要集落や幹線道路の融雪溝等の整備を検討するとともに、地域や国・県とも連携して冬季にあっても安全走行が確保できるよう生活道路や通学路となる歩道の除排雪について対応します。

(3) バス路線の維持

民間の路線バスの路線確保とともに、保育所、小中学校のスクールバスの活用や病院通院のための福祉バスの運行など、住民の足の確保に努めます。また、今後は、福祉施設にあるマイクロバス等の活用についても市民が使用できるよう協議を進めます。

(4) 秋田内陸縦貫鉄道の維持

秋田内陸縦貫鉄道は市民の生活の足としてだけでなく、中・高校生の通学にも利用されています。本鉄道は奥羽本線鷹ノ巣駅との連絡及び東北・秋田新幹線との連絡上も重要な役割を果たしていることから、利用促進を図り、路線の維持を図ります。

(5) 大館能代空港の活用

平成 10 年に開港した大館能代空港は、首都圏と本市を約 70 分で結ぶ、都市との交流の重要な交通基盤となっており県北地区の空の玄関口として利用が図られております。フライト農業としての活用（野菜類の輸送）や児童・生徒の修学旅行や家族旅行など大いに利用の促進を図ります。

4 安心して遊べる衛生的な児童遊園等の整備

本市には、鷹巣中央公園などの都市計画公園のほか、児童遊園、農村公園、ドリームワールド、みちのく子供風土記館や、県で整備した北欧の杜公園など、児童向けの公園、施設が多く整備されています。

遊具については、毎年点検を実施し、危険遊具については、撤去するなど子どもが安全に遊べるように努めます。公園等の樹木については、老木の植え替えやアメリカシロヒトリの防除など利用者が憩える公園管理に努めます。公園等のトイレの管理については障害者用のトイレの整備や衛生面に配慮し、清掃管理に努めます。また、屋外トイレの無い施設については、利用状況等を勘案しながら設置に向け検討します。

第6章 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり

現状と課題

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法等の整備により、制度的には、子育て世帯を支える環境は整備されてきましたが、国内景気の低迷もあり、子育て世帯を巡る就業環境には厳しいものがあります。特に女性の就業は厳しく、妊娠・出産に伴って仕事をやめる人も数多くみられることから、企業の取り組みに対する期待はますます高まっています。

今後は、女性の就業対策も必要ですが、父親も子育てに喜びを実感するとともに、子育ての責任を認識しながら一層の積極的な参加が求められており、夫婦間で子育てを共有できる社会づくりが大きな課題です。

市では、就業者を支援するために9ヶ所の保育園と、(私立は4園)7か所の児童館、14か所の放課後児童クラブを整備していますが、今後、さらに実施施設の見直しと施設の整備を行い放課後児童クラブの充実を図る必要があります。また、家庭と仕事の両立には、企業の協力が不可欠であり、県北地域は中小企業等が多く育児休暇等が取りづらい職場環境にあることから、企業の就業規則等が整備され、育児休業制度等が企業において定着し、その利用が一層促進されるよう周知徹底を図る必要がある。

施策の方向

1 企業等における子育て支援対策の推進

地域全体で、子育てを進めていくためには、家庭だけでなく、地域の住民、企業、事業所等の協力も必要となります。男性を含めたすべての人が、仕事と家庭、子育てを両立できるよう、「働き方の見直し」を進める必要があります。

そのために、国、県、関係団体等との連携を図りながら、積極的に広報・啓発、研修、情報提供を行い、労働者、事業主、地域住民等の意識改革をめざします。

仕事と育児、介護とが両立できるような様々な制度をもち多様で柔軟な働き方を労働者が選択出来るような取り組みを行う「ファミリーフレンドリー企業」の普及促進に努めます。

また、従業員数が300人に満たない事業所に対しても、次世代育成行動計画の一般事業所計画の策定を呼びかけ、子育て中の従業員が育児休暇を取りやすい環境づくりを推進します。

2 放課後児童健全育成事業（学童保育）等の推進

（１）放課後児童健全育成事業の充実（再掲）

小学校低学年児童等の保護者が、仕事等で放課後保育できない場合に預かる放課後児童クラブ（学童保育）の実施施設の改築や専用教室の増設などの施設環境整備を進め、併せて利用を促進し、就業者の仕事と生活、子育ての両立を支援します。

（２）ファミリー・サポート・センターの設置検討（再掲）

仕事と子育ての両立支援のために、保育サービスの充実やファミリー・サポート・センターの設置検討など、民間でできる事業については、民間の活力を導入しながら支援サービスの向上を図ります。また、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら、住民に分かりやすくまた、早期情報提供に努めます。

3 男女共同参画社会の推進

「男性は仕事、女性は家庭」など固定的な性別役割分担の考え方を払拭し、男女がともに仕事や子育てに参加できるよう男女共同参画社会の形成をめざし、本市で策定した北秋田市男女共同参画計画に基づき、必要な施策の推進を図ります。

4 次代を担う若者の就労対策

若者が地域に定住するためには、雇用の場の確保が不可欠です。本市では、企業や大型店舗の誘致を推進し、若者が地元で就労できるよう就労の場の確保に努めるとともに、市内にある既存企業の事業拡張等を支援しながら男女の雇用の確保に努めます。また、本市には、北秋田職業訓練協会があり、建築関係に従事する学生（中学校・高校）の職業訓練を実施しており、次代の親の育成として今後も事業を推進します。

5 子育て支援者の登録及び派遣等の確立

県主催の子育てサポーターの研修を修了したサポーターの方々が、現在「ファミリーサポートふれあい」を立ち上げ、有償で子育て全般についてのサポートを行っているので、その利活用を促進するとともに、今後とも子育て支援ができる市民の方々に研修の機会を与え、受講者が活動できる機会の整備に努めます。

第7章 子どもたちを危険から守るまちづくり

現状と課題

交通安全については、市の交通指導隊や交通安全協会、警察署を中心に交通安全教室を保育所や小・中学校において実施していますが、事故を起こさないためには、さらに低年齢児教室の充実を図るとともに、道路環境の整備など、総合的かつ継続的な安全対策が必要です。

最近では、防犯対策としてPTAや商店街等を中心に自主的な防犯パトロールを実施するところも増えてきており、犯罪を抑止する上でその効果が認められています。本市においても防犯指導隊や防犯協会を中心とした活動の充実により、地域全体で犯罪を起こさない環境づくりを進める必要があります。

施策の方向

1 子ども交通安全教育の推進

(1) 交通安全教育の推進

子どもを交通事故から守るため、市交通安全協会や交通安全母の会などの民間団体と警察、保育所、幼稚園、学校、児童館等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

(2) 交通安全団体の支援

保育所、幼稚園、小・中学校等のPTA活動など自主的な交通安全団体の活動を支援します。

(3) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を進めます。あわせてチャイルドシートの無料貸し出しを継続します。(合川・森吉地区)

(4) 自転車の正しい乗り方の徹底

自転車の乗り方について、交通安全教室のなかでとりあげるとともに、特に児童用の自転車について、サドルの高さなど、安全点検を呼びかけます。また、就学前の児童に対する安全教室を各地区等で実施できるよう検討するとともに、幼児の自転車使用については、保護者の責任で家庭での安全使用の徹底を推進します。

2 子どもを取り巻く有害環境対策の推進と防災活動の推進

(1) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等を販売している一般書店やコンビニエンスストア等に対し、子どもに対する悪影響が懸念される状況にあることから、民生委員児童委員協議会やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をし、関係業者に対する自主的措置を働きかけます。

(2) 防犯対策

本市の防犯指導隊や防犯協会、警察署等との連携により、情報の共有化や情報交換を進め、犯罪の未然防止に努めます。

また、学校の登下校における被害が後を絶たないことから不審者対策も含め、地域、各種団体との連携により子どもを犯罪から守る防犯活動の充実を図ります。

(3) 自主防犯グループの育成

各小・中学校のPTAや商店街において自主防犯グループの組織化を促し、繁華街のパトロール活動など、自主的な防犯活動を支援します。

(4) 防犯講習の実施

子どもが犯罪の被害に遭わないようにするために、学校や公民館活動等の場を利用して防犯講習を実施します。

(5) 子ども 110 番の家の活用

地域の見守り活動と緊急時の対応を図るため、北秋田警察署では市内 195 か所の商店等を子ども 110 番の家に指定し、子どもが有事の際に活用できるよう対策を講じており、その活用について啓発に努めます。

(6) 防災訓練等の実施

災害時に要援護者となる可能性の高い高齢者・障害者・幼児等への災害予防対策については、市の地域防災計画に基づき取り組むこととし、今後も防災意識の啓発と市内の保育所、幼稚園、小・中、高等学校での避難訓練を実施します。

また、各地域の自主防災組織の整備を支援する中で、乳幼児や高齢者などの災害時の要援護者を含めた避難訓練の実施を促進します。

(7) 防犯機器の活用

市内の中学校ではトラック協会より寄贈を受けた防犯ベルを女生徒に交付して安全確保に活用しており、今後ともその活用を推進します。

3 被害にあった子どもの保護対策

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、民間組織である全国被害者支援ネットワーク（県内は秋田被害者支援センター）等との連携により子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援に努めます。

また、DVにより被害を受けた母親及びその子どもに対しても県及び関係機関と連携を取り、早期保護に努めます。

第8章 要保護児童への適切な対応

現状と課題

児童虐待は、全国的にも早急に解決すべき重要な課題となっています。最悪の場合、児童が死亡するケースもみられ、深刻な状況がみられます。児童虐待については、単に児童相談所に対応すればよいというわけではなく、両親の家庭状況や子育て不安から発生しているケースも少なくないことから、保健・福祉分野だけでなく、地域社会のなかで、早期発見、早期対応、さらには虐待を受けた子どもの自立に至るまで切れ目のない総合的な支援体制を整備し支援していく必要があります。

ひとり親家庭は、離婚件数の増加にともない年々増える傾向にあります。母子及び寡婦福祉法の改正により生活支援から自立支援に取り組み方針が転換されており、自立支援対策が重要になってきています。また、従来から父子家庭に対しては施策も少ないことから、乳幼児等を抱えた父子家庭に対する生活支援も課題となっています。

障害児については、保育所等でも受け入れを行っており、また、保育所に通園しながら通所デイサービス等の利用も行なわれております。最近では、支援費制度への転換により、全国的に短期入所利用などが増加している。これは、要保護児童を抱える家族の介護負担や緊急時の預かりなどのニーズによるもので、保護者のリフレッシュ等への支援も重要な対策となります。

施策の方向

1 配偶者及び児童の虐待防止対策の推進

(1) 虐待防止ネットワークの強化

虐待防止ネットワークの強化

虐待防止ネットワークについては、現在、北秋田市社会福祉協議会が活動の中心となり、事業を展開していますが、新市として児童相談所、警察署、民生委員児童委員等と連携して虐待防止に取り組めるよう児童・高齢者・障害者の総合的な防止活動ができる地域協議会の設置を検討します。

今後とも、ネットワークの強化に努め、広報・啓発活動や事例検討、ケース会議、関係者の

研修等の事業を進め、虐待の事前防止と発生後の早期の対応に努めます。

地域や民間の参加促進

また、児童虐待は、各家庭の問題にも踏み込むところでもあり、行政の力だけでは十分な対応も難しいことから、民生委員児童委員はもちろんのこと、NPOやボランティア団体等も含めた幅広い参加を促し、地域ネットワークの強化に努めていきます。

(2) 早期発見、早期対応

虐待の早期発見のために、新生児訪問や妊婦相談、健診事業等の各種事業の場を活用して虐待の可能性について検討します。また、うたがいの場合は、すみやかな通報に努めます。

(3) 相談機能の強化

虐待防止のために、市の児童家庭相談室を窓口し、保育所や学校、保健センター、社会福祉協議会及び児童相談所等と連衡を図り、虐待の可能性のある家庭について早期の相談支援体制の構築を図ります。

(4) 母親への支援

児童を養育する母親の息抜き場として、保育所のリフレッシュ型一時保育等の活用を促すほか、子育てサークルへの参加を促します。

2 ひとり親家庭の自立支援

離婚の増加等により母子家庭等が増加している中で、母子家庭の経済的自立や保育支援等を行っています。今後とも就労支援や貸付制度等の適正運用や相談事業を進めながらひとり親家庭の自立を支援していきます。

また、国・県の施策が少ない父子家庭についても、民生委員児童委員の活動等を通じて幼児を抱えて子育てに不安を持っている父子家庭の状況を把握し、適切な支援に努めます。

3 地域で暮らせる障害児施策の充実

(1) 早期発見・早期療育

障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・適切な療育の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。

また、県小児療育センターと県北児童相談所等と連携を図り、発達に遅延のみられる児童の早期療育支援に努めます。

(2) 障害児及びその家族に対する支援

障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進します。また、知的障害児に対しては、大野岱吉野学園等の活用により、サービス提供を図ります。

障害のある幼児に対しては、各保育所等で受け入れを図るとともに、もろびこども園や杉の子園を活用した障害児通所事業での療育支援や保護者に対する育児相談などの事業を実施し、家族を含めた支援の充実を図ります。

(3) 自閉症児等に対する対応

近年は、自閉症児などさまざまな障害を持つ児童が増えていることから、保健所や児童相談所等の専門職の配置されている関係機関との連携により巡回相談などを活用しながらの各種検査に基づき施設への措置等の処遇検討を行います。

4 各種相談体制の整備

(1) 障害に対する相談

障害については、健康診査などの場を通じて早期発見に努めるとともに、障害児を抱える家庭に対して、保健、福祉、学校、県など関係機関が連携して相談体制を強化します。また、障害児を抱える父母の団体についても、積極的な活動支援を図ります。

障害者生活支援センターを設置し、総合的な相談体制の充実を図ります。

(2) 訪問調査の実施

養育困難な家庭の児童の支援については、県からの委託事業として実施している障害児(者)地域療育等支援事業を活用し、コーディネーターが家庭に向いて訪問調査を実施することにより、児童を早期に支援ができることから、その活用と支援体制の整備に努めます。

本市の子育て支援事業の現状と今後の予定事業について

第1章 地域みんなが支える子育て家族

印は特定14事業

事業区分	16年度実施事業内容	17～21年度までの予定事業
(保育サービス事業) 通常保育事業	認可保育園で実施 (市立7園・定員695人) (私立4園・定員350人)	17：大阿仁保育園の改築により市立定員を15人減じた。 18：前田保育園(17～18)改築・阿仁合保育園18年度改築により市立定員を64人減じた。 19：鷹巣保育園(私立)19年度改築予定(定員に変更なし)(認定子ども園となる) 20：南鷹巣保育園(私立)に大規模改修工事を実施予定。(定数は変更なし) 21：認可保育園の定数は児童の減少等を考慮して設定(市立7園・定員616人)(私立4園・定員350人)
へき地保育事業	竜森・浦田保育園で実施 (公立定員・75人)	17：継続 18：竜森は18年度で廃止。 20：浦田は20年度以降に廃止を検討。 21：へき地保育園は0となる
延長保育事業	全ての認可保育所で実施	17：継続実施 19：可能な保育園は1時間延長に変更を検討 21：全保育園が1時間延長を実施
障害児保育事業	全ての認可保育所で実施可能	17：継続実施 21：全保育園が実施可能
乳幼児保育促進事業	全ての認可保育所で実施	17：継続実施 21：全保育園が実施
保育所地域活動事業	全ての認可保育所で実施	17：継続実施 21：全保育園が実施

一時的保育事業	南鷹巣・綴子・あいかわ保育園で実施	17：継続実施 18：阿仁合保育園で開始 21：全保育園が実施可能
夜間保育事業	未実施	17：実施予定なし 21：実施予定なし
休日保育事業	未実施	17：実施予定なし 21：私立保育所で実施予定(1園)
特定保育事業	未実施	17：実施予定なし 21：要検討
保育所体験特別事業	未実施 認可保育所を利用していない親子や適切な保育を必要としている親子に園を開放し保育体験や児童との交流を図る事業	17：私立鷹巣保育園で開始 19：私立綴子保育園で開始予定 21：地域子育て支援センターとの効果的な連携を行いながら継続実施
病後児保育 (施設型・派遣型)(乳幼児健康支援一時預かり事業)	施設型：子育てサポートハウスで実施(本年度ら開始)1日4人まで受け入れ可能 派遣型事業：未実施	17：継続実施 19：各保育園でも実施できるよう検討。 21：施設型で事業を継続
学童保育 (放課後児童健全育成事業)	鷹巣地区：中央小学区・中央小学校で南小学区・七日市基幹集落センターで実施 合川地区：旧合川保育園4カ所で実施 森吉地区：米内沢小・前田小の余裕教室で実施 阿仁地区：実施なし (学童保育の試行) 鷹巣小・鷹巣児童館で時間延長 東小・太田児童館で時間延長 西小・西児童館で時間延長 綴子小・綴子児童館で時間内支援を実施	17：鷹巣地区で4箇所新規開設(児童館で3カ所・綴子基幹集落センターで1カ所)・阿仁地区で2カ所新設(阿仁合小・大阿仁小の余裕教室で実施) 17：鷹巣中央児童館が新設、学童クラブを移転実施。 18：施設整備として前田児童クラブ室(17~18年度継続事業)の新設・18年度手狭になっている鷹巣児童館に専用クラブ室を設置(拡張事業) 21：市として14児童クラブで実施
地域子育て支援センター事業	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を	17：継続実施(旧町単位に1カ所設置を目標) 18：移転改築となった阿仁合保育園で開始 20：米内沢保育園及び南鷹巣保育園で実施予定

	実施。(市が指定：小規模型) 鷹巣地区：鷹巣保育園 合川地区：あいかわ保育園	21：継続実施
児童館運営事業	鷹巣地区：国庫児童館として運営4館(社協委託)鷹巣児童館・太田児童館・西児童館・綴子児童館 阿仁地区：吉田児童館・根子児童館で町単独事業で実施 他の地区の児童館については、自治会館(地域コミュニティー施設)として活用している	17：継続実施 鷹巣地区：17年度鷹巣中央児童館建設(18年度から社協委託予定。) 18：鷹巣児童館の増改築(学童保育の専用ルームの整備と地域交流広場の造成) 20：綴子・吉田・根子児童館は利用内容から20年度以降に廃止を検討 21：市内5児童館で継続実施
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	未実施 保護者が恒常的な残業等の理由により帰宅が夜間にわたる場合や休日の勤務等の場合に児童を預かる事業で、児童養護施設等に委託して行う。	17：未実施 19：民間児童養護施設に業務委託して実施。 21：継続実施
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	未実施 児童を養育している保護者が、疾病等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童福祉施設等に委託して養育・保護する。(原則7日以内)	17：未実施 19：民間児童養護施設に業務委託して実施。 21：継続実施
ファミリー・サポート・センター事業	未実施 本市には、県の子育てサポーター研修を受講した方々で組織している「ファミリーサポートふれあい」があるので、その組織を活用している	17：未実施・現組織の活動を継続支援 21：継続支援
つどいの広場事業	鷹巣地区にある子育てサポートハウスにおいて在宅で子育てしている保護者とその児童の交流や、各種子育て相談、子育てに関する講習会等の開催、ファミリーサポートふれあいの紹介、子育て情報の提供事業を実施	17：市全体をカバーする子育ての拠点施設として事業を継続 21：継続実施
一時的預かり事業 (市独事業)	子育てサポートハウスで実施 保護者が一時的に子どもを預けたい場合に、理由を問わずに小学校就学前の児童を預かる事業で、継続性のない預かりとして	17：継続実施また、17年度から一時預かりサービスについて、小学校の低学年児まで利用拡大して実施

	いる(私立保育園でも2園で一時保育実施しているため)有料である。	21: 継続実施
幼稚園の運営 (市立西幼稚園・北幼稚園) (私立鷹巣教会幼稚園)	私立幼稚園では、満3歳児からの入園を受入れ、併せて預かり保育等を実施。市立の2園については、4・5歳児のみの受け入れであるが、保育時間を6時間として運営している。保育終了後の預かり保育は未実施	17: 継続実施 18: 施設整備については、市立北幼稚園については、19年度から西幼稚園に統合 19: 私立幼稚園の鷹巣教会幼稚園については、19年度に保育園と併せた改築を予定(幼保の一元化を踏まえた認定子ども園として誕生予定) 21: 公立幼稚園の3歳児の受け入れと預かり保育の実施
子育て情報提供体制の整備	鷹巣地区では、子育て情報誌として、たかのす子育て応援帳(子育てマップ付き)を作成し、就学前の児童家庭等に配布	17: 新市としての情報誌を作成しを検討する。 20: 市の機構改革に併せて情報誌の作成を検討。 21: 継続活用
インターネットのホームページの活用	町のホームページにより、町立施設のみの情報を提供	17: 市内の公立及び私立の保育所、幼稚園、子育て関係施設の情報を市のホームページに掲載し、入所状況や行事等がいつでも確認できるよう体制を整備 18: 北秋田市次世代育成支援対策地域行動計画をホームページに掲載し市民に公開する。 21: 情報の継続活用
子育てにかかる経済的支援	県と市町村とでは、少子化対策として第3子以降の保育料と第1子0歳児を対象に保育料の無料化を実施。また、医療費の無料化については、小学校就学前児童を対象に所得制限の範囲内で実施	17: 県と市町村では、すこやか子育て支援事業を17年8月から対象児童を拡大し、1歳以上の児童の保育料の軽減等や0歳児の乳児養育支援金の交付など、保護者の経済的負担の軽減を図る。 18: 小学校就学前の乳幼児福祉医療費の所得制限を撤廃し無料化を図る。 21: 継続実施

第2章 子どもの成長と自立を支えるまちづくり

事業区分	16年度実施事業内容	17～21年度までの予定事業
青少年育成市民会議等の活動推進	青少年育成町民会議等の健全育成団体の活動を支援 健全育成事業や各種の体験学習の機会の整備、非行防止活動を実施	17：旧4町の青少年育成町民会議が合併し市民会議となり他団体との連携を強化 21：継続実施
青少年の居場所づくり	小学生については放課後児童クラブの実施、中・高校生への図書館や児童館等の開放	17：児童館を活用しての放課後児童クラブの拡充及び中・高校生の自主的活動について公共施設の利活用を支援 21：継続実施
青少年の体験活動推進事業 (次代の親としての育成)	青少年に体験活動を通じて、健全な心身の発達を促し併せて、乳幼児とのふれあいの中で次代の親として自分の子どもを生き育てる心を育ませる機会を提供するための事業を実施。 乳幼児とのふれ合い体験の実施 (中・高校生を対象) 障害児とのふれ合い体験の実施 (高校生を対象) 各種行事へのボランティアとしての参加(中・高校生対象)	17：継続実施、また、就業体験や自然体験、社会参加活動を始めとする多様な体験活動の機会の充実を図る 21：継続実施
青少年の非行対策	学校での学習への適応指導、生活習慣指導、性の逸脱行動の問題点等について適切な指導を促進。 少年非行を防止するため、学校での教育を強化するとともに、学校、保護者、地域との連携により見回りパトロールを強化するなど、犯罪を未然に予防する地域社会づくりを推進。また、少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援に対しては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処。	17：継続支援を行うとともに学校・地域等で各種講演会を開催。 21：継続実施

引きこもりや不登校対策	引きこもり及び不登校への対応においては、各学校で教職員内での連携だけでなくスクールカウンセリングを中心に学校、保護者のほか、民生委員児童委員や地域ボランティア等が連携して地域社会全体で支援できるよう個別の事例に対して専門チームを編成して対応不登校児童・生徒を対象としたさわやか学級が大きな成果をあげています	17：市では合併にああたり家庭児童相談室を設置。学校等からの依頼により相談員を派遣、家庭訪問等、要保護児童への早期取り組みを実施。また、子どもの心の病気が年々増加の傾向にあることから精神神経科の存続を図る 21：継続実施
有害環境対策	民生委員児童委員協議会による性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等を販売している一般書店やコンビニエンスストア等に対する、地域住民等との連携・協力により、関係業者に対する自主的措置の働きかけの実施	17：継続実施。また、民生児童委員と各校PTAとの定期的な懇談会の開催を検討。 21：継続実施
啓発活動の実施	人権擁護委員等による子どもの権利を侵害する児童買春、ポルノ等を防止するため、児童買春・児童ポルノ法の普及啓発活動の実施 「社会を明るくする運動の実施」	17：継続実施（関係団体との活動連携を推進する。） 18：運動内容の見直しを検討 21：啓発活動の実施
子ども会活動及び母親クラブ活動の推進	市内の子ども会活動の支援及びジュニアリーダーの育成支援。市内の単位子ども会事業を総括する母親クラブによる全町的な育成事業の開催（森吉地区に子ども会組織がない）	17：継続支援をし、子ども会のない地域においては単位子ども会の組織化を図り、市としての連合組織を創設できるよう支援する 21：継続実施
ボーイスカウト等の活動支援	市内にあるボーイスカウト団体への活動支援。次のリーダーとなるジュニアの発掘や育成に協賛	17：継続支援 21：継続支援

第3章 母と子の健やかな暮らしづくり

事業区分	16年度実施事業内容	17～21年度までの予定事業
母子健康手帳交付時の指導と相談	保健師と栄養士との協力により、妊婦が安心して出産の準備ができるよう、母子健康手帳交付時に指導・相談を実施、母子保健サービス等を説明	17：継続実施 21：継続実施
妊産婦・新生児等訪問指導	各種乳幼児健診等で継続して指導が必要な子どもとその家庭に対して、保健師が訪問し、乳児の養育、健康管理に必要な知識と適切な情報を提供、さらに必要に応じ、精密検査や専門機関への紹介、個別相談などへつなげるよう指導	17：継続実施（第1子新生児の訪問指導の実施。） 19：こんにちは赤ちゃん事業（生後4ヶ月以内の新生児全戸の訪問指導）の実施を検討 21：継続実施
妊婦健康診査の充実	医療機関に委託して、一般健康診査・超音波検査・感染症検査・歯科健康診査を実施。また健診費用負担の軽減のため妊婦期間中に必要とする健康診査費用の一部を助成	17：継続実施 21：継続実施
幼児健康診査、歯科健診	子どもの月齢に応じた発育・発達を確認し、疾病や異常等の早期発見と親子の心身の健康保持を図る	17：継続（新市として整理）受診率の向上を図る 21：継続実施
母子保健事業の充実 母子保健法で1歳6か月健診と3歳児健診が義務化	妊婦相談、パパママ学級、育児学級、マタニティ講座等の実施。 各種健診の実施 乳児健康診査（3～4か月） 6～7か月児育児相談 10～11か月児育児相談 1歳6か月児健康診査・2歳児健康診査・3歳児健康診査・5歳児健康診査 歯科健康診査（1歳6か月児・2歳児・3歳児） 各種予防接種 鷹巣地区では3歳児健診で眼科と耳鼻科の健診を実施	17：現保健事業や各種講座等は継続し受診率の向上を目指しますまた、5歳児については、17年度からは健康相談として実施 18：眼科健診については医療機関方式として実施 21：継続実施

思春期保健事業の充実	学校等において、性教育やたばこ・アルコール・薬物等に関する正しい知識の普及 中・高校生による幼児健診時の育児ボランティアや保育所での保育ボランティアの実施 (乳幼児とのふれあい体験)	17：継続実施。また学童期・思春期における心の問題についての相談体制の充実を図る 21：継続実施
小児医療や救急医療体制の充実	鷹巣地区の各医療機関は充実しており、また夜間当番医も実施 救急時の対応として、北秋中央病院と公立米内沢病院が対応	17：阿仁部の各医療機関も含めた夜間当番医を実施、安心して暮らせる医療体制の整備を推進。 21：5月には新市で建設する病院が完成、10月から開業することで高度救急医療体制等が確保される
乳幼児育成指導事業の推進 各種健診時に「要経過観察」と診断された児童や育児不安を持っている母親等に対し、医師、児童指導員等で構成する運営会議により決定された指導方針に基づき、指導を行い、児童の心身の健全な発達を促し、保護者の育児不安等を解消する事業である。各家庭への個別訪問も実施。	平成15年度に旧鷹巣町が県から指定を受けて、障害のある子どものための教育相談体系化推進事業に取り組んだ。その結果、医療・保健・福祉・療育・保育・教育の連携を図ることとなり、情報も共有することになった、その支援にかかわる関係機関のコーディネートは町の保健センターが担当すべきとの意見から、本事業を実施 15年度に乳幼児育成指導運営会議の設立準備会を開催、16年度に運営会議が設立し事業を開始	17：北秋田市乳幼児育成連絡会議として事業を推進、併せて地区会議も開催 21：事業を継続
スキップクラブの充実	鷹巣地区では、健康診査等において「要経過観察」と診断された児童や育児不安を持っている母親等に対し、クラブへの参加を勧め、あるいは保育園訪問等により経過観察を行っている。クラブは毎月1回、必要な指導を行っている。必要があれば県の小児療育センターによる年2回の巡回相談につなげている	17：継続実施〔鷹巣地区〕 18：鷹巣地区を対象に実施してきたが北秋田市として地区範囲を拡大し現事業を推進 21：全地区で事業を実施
秋田県地域療育等支援事業の推進（地域生活支援コーディネーターの活動支援）	県が吉野学園に委託して行っている事業で、在宅障害児(者)のライフステージに応じた地域での生活を支援するために、施設の持つ専門的機能を活用し、療	17：現事業を推進するが、支援相談窓口を委託先の事業所でなく、住民にとって利便性のよい市の中心部に移すことを検討。

	<p>育、相談体制の充実を図るとともに、各福祉サービスの提供の援助、調整を行い地域の在宅障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図るものである</p>	<p>事業内容 在宅支援訪問療育等指導事業 在宅支援外来療育等事業 地域生活支援事業 地域施設一般指導事業</p> <p>18：本年度から事業が市町村が主体的に実施することになることから、19年度に障害者生活支援センターを設置し相談体制の充実を図る〔民間事業者に業務を委託〕</p> <p>19：障害者生活支援センターの開設（三障害の総合的な相談窓口となる）</p> <p>21：継続実施</p>
<p>不妊治療費の助成</p>	<p>未実施 県では医療費の助成あり</p>	<p>17：県の事業を市民に啓発する 21：啓発業務の継続</p>
<p>完全給食の実施及び食育への取り組み 県及び市町村では、幼児期の食育推進事業として、体にいい食べ物を選ぶ目を育て、食の大切さを学び、好ましい食習慣と豊かな心を身に付けてもらうことに取り組んでいる。</p>	<p>鷹巣地区・森吉地区・阿仁地区の小・中学校はセンター方式で完全給食を実施。合川地区では中学校は完全給食、小学校の4校は副食給食で、各校で調理している 各地区ともアレルギー対策として代替食も提供している</p> <p>食材については、地元のお米と野菜についても4品程を納入している〔地産地消を推進〕</p> <p>鷹巣地区には学校田も4校あり食文化についての体験学習として耕作を行っている</p> <p>保育所には、食育の実践を通して、食を営む力の基礎を培う重要な役割があり、食育を実践していくことが、保育サービスの質の向上となる。0歳児から2歳児までは完全給食で、3歳からはご飯を持参する副食となっている</p>	<p>17：事業を継続。ただし、合川地区の小学校については、完全給食に向け検討。今後も、食中毒対策を万全にし、マナー教育を取り入れる。また納入野菜の品数も増やし、安全で質の良い地元の食材の提供に努める。市では、スローフードを政策に掲げ、ご飯を中心に日本型食生活の定着を図ることから、学校給食でも年に数回程度、季節食（伝統食）を取り入れる</p> <p>21：継続実施</p>

乳幼児福祉医療の充実	本事業は県単独事業として小学校入学前の乳幼児を対象に医療費の無料支援を実施しており市も半分負担しています。現行制度は、所得制限がありますが、7～8割が無料該当となっており、子育ての経済的支援となっている	<p>17：継続実施</p> <p>18：所得オーバー世帯についても市単独で福祉医療の対象とし、就学前の乳幼児を持つ保護者への経済的支援を実施 就学前乳幼児医療費自己負担分の全額助成 小学1年から中学3年までの入院自己負担分全額助成</p> <p>21：継続実施</p>
育児支援家庭訪問事業	未実施	<p>17：未実施</p> <p>18：障害児や発達の遅れのある幼児の発見等には、かかせない事業であり、本県では取り組んでいる自治体はありませんが、保護者を含め支援しなければならないケースもあることから19年度以降の事業として検討（民間養護施設への委託）</p> <p>21：事業の実施予定</p>
在宅重症心身障害児(者)訪問指導	未実施	<p>17：未実施</p> <p>18：障害者自立支援法が制定されたことから、本事業が児童福祉法から削除された。18年度から本事業の相談業務が市となることから、在宅で生活する障害の重い児童の支援を県に引継ぎ実施</p> <p>21：継続実施</p>
すこやか子育て出産一時金貸付事業（17年度新設）	未実施	<p>17：市単独事業として出産時における一時的な支出に対応すべく貸し付け事業を実施（限度1人につき30万：無利子）</p> <p>18：本事業は、健康保険法等の改正により平成18年9月30日で廃止。</p>

第4章 いきいきとした、楽しい学びの環境づくり

事業区分	16年度実施事業内容	21年度までの予定事業
児童の権利に関する啓発	子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「子どもの権利条約」の啓発・普及	17：継続実施 21：継続実施
育児関連講座の充実	乳幼児期の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する講座や学習会の開催	17：継続実施 21：継続実施
家庭教育への支援	小・中学校及び幼稚園のPTA保護者会が実施する家庭教育学級の開催 公民館等による講座（男の料理教室など）の開催	17：継続実施 21：継続実施
「子育て講座」の開設	小・中学校入学前の子どもを持つ全ての保護者が参加する「就学時健康診断」や「入学説明会」「保護者会」等の機会を利用し専門的な知識や経験を有する者を講師に招き、家庭教育や思春期に関する学習機会を提供	17：継続実施とするが、父兄学級の開催を図る 21：継続実施
学校での取組	総合的な学習の時間の活用推進 環境教育（自然保護・リサイクルなど）の推進 情報コンピューター教育の推進 特色ある学校づくり事業の推進 不登校児童生徒への療育支援 国際理解教育の推進	17：継続実施。今後は学校評議員制度の活用を検討。 豊かな心の育成のための多様な体験活動への取り組み命の大切さや家庭の役割等に関する教育の充実。 健やかな心と体の育成のためのクラブ活動等の充実 21：継続実施
世代間等の交流事業	地域の伝統文化継承事業への参加、ボランティアとして各種行事への参加	17：継続実施 21：継続実施
学校の統廃合事業	旧町においては、具体的な計画はない	17：計画の検討 18：19年度から北幼稚園を西幼稚園に統合し、たかのす幼稚園として運営する。 前田小学校の改築（17～18年度継続事業） 新市としての小学校の統廃合の整備計画の策定。 小中一貫教育研究事業の推

		進。 市内にある県立高等学校(3校)の統合。合川高校の統合への検討 21：小学校等の統廃合の推進
児童向けの教室・講座の充実	母と子のわくわく広場をはじめとする公民館講座・自主講座の「おはなしでてこい」など、幼児や児童向けの各種講座の実施	17：継続実施、児童クラブ等へ出前講座の実施 21：継続実施
母親クラブへの支援	「未来子育てクラブたかのす」等の支援	17：継続支援 21：継続支援
スポーツ少年団の支援及び総合型地域スポーツクラブの推進	スポーツ少年団への育成支援及びスポーツ指導員等の養成 総合型地域スポーツクラブへの取り組みを開始(16年度)	17：継続支援、総合型地域スポーツクラブとの連携 18：総合型地域スポーツクラブの創設 21：事業の推進
図書等の充実	保育園児による図書館体験デーの実施 本の読み聞かせ事業の推進 図書館や学校等における図書の充実	17：継続実施、保育所や学校等での子ども図書の充実 21：継続実施

第5章 子育てしやすい生活環境づくり

事業区分	16年度実施事業内容	21年度までの予定事業
公共施設のバリアフリー化	市内既存公共施設や道路のバリアフリー化を推進	17：継続実施(ユニバーサルデザインの推進) 21：継続推進
子育て世帯への子育て情報の提供	鷹巣地区では、子育て情報誌、子育てマップの作成及び提供。子育てサポートハウスで子育て情報の発信と相談業務を実施。	17：事業の継続 18：市のホームページに会い世代育成支援対策地域行動計画を掲載し住民に公開する。 20：市として新規に子育て情報誌を作成。インターネットで市の子育て情報も提供 21：事業の継続
安全な地域づくりの推進	防災計画に基づく防災施設や、消防施設の整備を推進。(通学路や公園等における防犯灯等の整	17：継続及び保育所、幼稚園、学校における防犯体制の確立。17年度から県事業でス

	備)	<p>クールガード（ボランティア）が小学校児童の登下校の見守りを実施</p> <p>18：学校ごとに作成した危険箇所マップを活用した事業の推進。</p> <p>21：事業の継続</p>
公共施設の危険箇所のチェック	民生委員児童委員や小学校PTA等との連携により、通学路や公園、公共施設の安全性を毎年チェックし、危険箇所を改善	<p>17：継続実施（毎年度確認）</p> <p>21：継続実施</p>
若者が定住できる住宅等の整備	<p>地場材を活用した住宅建設シックハウス対策</p> <p>公営住宅の整備促進</p> <p>良好な住宅環境の整備促進</p>	<p>17：事業の推進</p> <p>18：上杉駅前団地に5戸建設</p> <p>19：住宅マスタープランを策定し多様化する市民のライフスタイルに対応出来る公営住宅等の整備促進を図る</p> <p>20：上杉駅前団地に6戸建設予定</p> <p>21：住宅マスタープランに基づき公営住宅を整備促進</p>
下水排水対策	<p>公共下水道事業と農業集落排水事業の整備促進（16年度末の普及率は、53.6%）</p> <p>合併処理浄化槽の普及</p>	<p>17：継続実施、未整備地区の計画的事業推進</p> <p>下水道事業への加入促進</p> <p>21：継続実施（普及率80%）</p>
ごみ処理	<p>18年度に策定予定の環境保全基本計画に基づき、ゴミ処理場における水質検査の実施やゴミ不法投棄の監視体制の強化。ペットのふん尿対策などを実施。クリーンアップの実施</p>	<p>17：継続実施、今後早期に新市としての環境保全基本計画を策定する。リサイクルによるゴミの減量化対策及び資源化の推進</p> <p>21：継続実施</p>
道路環境の整備	<p>生活道路の拡幅整備及び歩道など道路環境の整備</p> <p>冬季の生活路線や通学路の安全確保</p> <p>事故防止対策としてのカーブミラー等の整備</p>	<p>17：継続実施</p> <p>18：都市計画マスタープランを策定し快適で安全なまちづくりを推進。4地区を連結する幹線道路の整備や融雪溝の整備、空港と市街地を結ぶ幹線街路工事として中岱橋架橋工事が進行中であり、それに伴い市街地に入る取付道路等の整備を推</p>

		進し、交通渋滞を緩和する 2 1 : 継続実施
公共交通の確保と活用	路線バスの確保 秋田内陸縦貫鉄道の利用促進 大館能代空港の利用促進	1 7 : 高速交通体系の整備として日沿道の早期整備促進 市内外の交流の場として 駅舎等の利用促進 2 1 : 事業の促進
児童遊園等の整備	鷹巣中央公園、米代児童公園等の都市計画公園のほか、農村公園、ドリームワールド、みちのく子供風土館など、児童向けの公園、施設の改良整備	1 7 : 遊具など施設の点検及び維持管理を毎年実施。公園等のトイレの管理については障害者用のトイレの整備や衛生面に配慮し清掃管理に努める 2 1 : 整備の継続

第6章 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり

事業区分	16年度実施事業内容	21年度までの予定事業
企業等における子育て支援対策の推進	国、県、関係団体との連携による講演会等の開催 育児休暇や子育て休暇の取得	1 7 : 継続実施、国、県、関係団体等との連携を図りながら、積極的に広報・啓発、研修、情報提供を行い、労働者、事業主、地域住民等の意識改革をめざす。 「ファミリーフレンドリー企業」の普及促進。 育児休暇中における、所得保証等について社会保障制度の見直しを要望する。 2 1 : 継続的事業推進
仕事と子育ての両立支援	放課後児童健全育成事業（学童保育）の実施・拡大の推進 児童館の活用促進 保育所等での延長保育等の実施（再掲事業）	1 7 : 継続実施、学童クラブは、新規に6クラブ開設（鷹巣地区4箇所・阿仁地区2箇所）ファミリーサポートセンターについては要検討 2 1 : 事業の継続
男女共同参画社会の推進	各地区男女共同参画社会推進基本計画を策定	1 7 : 新市の男女共同参画計画を策定し、男女が共に協力し合い、積極的に社会・経済等様々な活動に参画できる環境・社会を構築

		<p>19：コウノトリ委員会の設置 晩婚化・未婚化が地域社会の大きな問題となっていることから、少子化対策の一環として男女が協働して明るい家庭を築くきっかけづくりを地域を上げ取り組む。</p> <p>21：事業の推進</p>
次代を担う若者の就労対策	北秋田職業訓練協会があり、建築関係に従事する学生（中学校・高校）の職業訓練を実施 若者が定住するための企業誘致を実施	<p>17：継続実施。雇用促進のための大規模小売店舗等の誘致。職業能力開発のための講習会や講座の充実。 求人情報の情報提供システムの整備</p> <p>21：事業の継続推進</p>
子育て支援者の登録及び派遣等の確立	県主催の子育てサポーターの研修修了者により「ファミリーサポートふれあい」が結成され、子育てサポート事業を実施	<p>17：活動を支援</p> <p>21：活動を継続支援</p>

第7章 子どもたちを危険から守るまちづくり

事業区分	16年度実施事業内容	21年度までの予定事業
交通安全	子どもを交通事故から守るため、町交通安全協会や交通安全母の会などの民間団体と警察、保育所、幼稚園、学校、児童館等との連携・協力体制により総合的な交通事故防止対策を実施 各保育所、幼稚園、小・中学校等のPTA活動など自主的な交通安全団体の活動を支援	<p>17：継続実施</p> <p>21：継続実施</p>
チャイルドシートの活用	正しい使用方法について啓発活動を実施。 購入補助及び無料貸出しの実施	<p>17：継続（貸し出しは合川・森吉）</p> <p>18：購入に対する鷹巣地区の補助制度は、18年から廃止。</p> <p>19：貸し出し制度について全市を対象とすることを検討</p> <p>21：全地域での貸し出し制度を推進</p>

自転車の正しい乗り方の徹底	保育園や学校等での安全教室の開催	17：継続実施。幼児と高齢者を対象とした安全教室を各地域で実施 21：継続指導の実施
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	民生委員児童委員協議会やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業者に対する自主的措置を働きかける	17：継続実施 21：継続推進を図る
防犯対策	町の防犯指導隊や防犯協会、警察署等との連携による見守りパトロール等の実施	17：継続実施。また、避難訓練の実施や防犯講習会等の開催 17年度からスクールガードを配置し小学校の児童生徒の登下校の見守りを実施。不審者対応マニュアルの作成配布 21：継続実施
自主防犯グループの育成	未設置	17：自主的防犯グループの育成及びパトロールなど活動支援 21：育成支援の実施
子ども110番の家の活用	地域の見守り活動と緊急時の対応を図るため、北秋田警察署では市内195か所の商店等を子ども110番の家に指定し、有事の際の利活用を啓発	17：継続実施。各校で作成し安全マップの活用。 21：継続実施
防災訓練の実施	学校をはじめ各施設等で定期的な避難訓練の実施	17：継続実施。また、地域での自主防災組織の整備促進を図る 21：有事に備え継続実施
被害にあった子どもの保護対策	県福祉事務所及び児童相談所等との連携による被害児童及び保護者への支援の実施	17：継続実施。秋田被害者支援センターとの連携及びDV対策の充実。 市の児童家庭相談室を窓口相談体制の充実を図る。 21：北児童相談所等との連携による保護の継続実施。

第8章 要保護児童への適切な対応

事業区分	16年度実施事業内容	21年度までの予定事業
児童虐待防止市町村ネットワーク事業	町での設置はなし 現在、社会福祉協議会で全社協からの補助により、ネットワーク化を図り地域活動をしている。町でも本年度から補助金を交付し支援している	17：現組織を継続支援する。 18：任意団体で組織したネットワーク事業を廃止し。新年度から市が主体となった協議会を検討。 19：児童・高齢・障害者の虐待防止のための地域協議会を設置し、児童虐待防止等の対策に努める 21：事業を継続実施
相談機能の強化	要保護児童及び保護者のために、保健センター、福祉、社会福祉協議会等の各分野で連携をとり、早期の相談を実施	17：継続実施。新市では、家庭児童相談室を設置しながら相談員を中心に北児童相談所等との連携を図り早期解決に向けた体制を整備する 21：継続実施
ひとり親家庭の自立支援	離婚の増加等により母子家庭等が急増している中で、母子家庭の経済的自立支援や保育支援等を実施	17：継続実施。国・県の施策が少ない父子家庭についても、民生委員児童委員の活動等を通じて地域の父子家庭の状況を把握し、適切な支援を行う。 19：コウノトリ委員会を設置し、再婚に向けた支援を実施。 21：継続実施
障害児及び発達の遅れやつまずきが疑われた幼児や児童に対する早期の療育支援事業	もろびこども園(障害児通園デイサービス事業)で関係機関との連携の下に15年度からは、鷹巣町を通園区域として実施。同じく合川町の杉の子園では阿仁部3町のほか上小阿仁村を含めた区域でデイサービス実施。また、早期発見・早期療育のためのネットワークの構築として、鷹巣町では、乳幼児育成指導事業運営会議を立ち上げました 知的障害児については、大野岱吉野学園等の活用によるサービスを提供	17：もろびこども園・杉の子園や運営会議等を活用し、早期に支援ができる体制確立に努める。また、支援家庭への訪問指導等を強力に推進していく。 19：障害者生活支援センターを設置し、三障害の総合的な相談窓口機能を充実させ、障害を持つ児童が地域で安心して暮らせる社会環境整備に努める。 20：もろびこども園と杉の子園の統合を検討。また、県

		<p>小児療育センターと県北児童相談所等と連携を図り、発達につまずきのみられる児童・生徒の療育支援を推進する。</p> <p>2 1 : 事業の継続実施</p>
<p>特殊教育から特別支援教育へ</p>	<p>各校ごとに肢体・知的など障害別に対応している</p>	<p>1 7 : 学校では、これまでの障害に加え、学習障害(L D) 注意欠陥多動性障害(A D H D) 等すべての障害児童生徒を支援する。学級も固定された教育の場から通常の学級に在籍し、特別な指導を受ける時にのみ指導教室に移る方式が考えられている</p> <p>2 1 : 継続実施</p>

本計画の推進と施策の点検について

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づいて計画され、推進にあたっては、毎年少なくとも1回、本計画に基づく措置の実施の状況を報告するよう規定されています（第8条）。

したがって、本計画の推進にあたっては、市全体で取り組むためにも、全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検するとともに、市民の意見を反映しながら、その後の対応について計画の見直し等を実施することが必要となります。

（１）基本的姿勢

総合的な施策の展開

この計画は、子どもの育ちと子育て及び次の世代の親を育成する上での総合的な行政の行動計画です。そのため庁内、庁外の推進体制を整備します。また、家庭や地域、学校、企業などとも連携し、広がりのある施策の展開を図ります。

具体的な進ちょく状況の説明

計画の進ちょく状況を具体的に示すため、数値目標の達成状況や保育サービスの評価などについて、定期的に公表します。

（２）計画の推進体制

庁内体制の整備

庁内の横断的な「子育て支援対策推進本部」を整備し、施策の計画的な推進と、進行管理を行います。

地域協議会の活用

新市の地域行動計画を策定した地域協議会に、毎年、市の子育て支援事業の進ちょく状況等を説明・報告し、事務事業の評価と事業推進に向けた今後の取り組みについて意見を交換しながら、計画の見直し及び計画の変更作業を協働で行う。

（３）市民への周知と意見聴取

本計画の実施状況等に係る情報を広報誌やホームページ等により公開し、市民に分かりやすく周知を図ります。

あわせて、広聴活動による市民からの意見聴取を行い、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させます。

資料編

北秋田市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）に基づき、北秋田市における子育て支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、北秋田市次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 地域協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 行動計画の策定に関する事。
- (2) 行動計画に基づく事業の推進に関する事
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 地域協議会は、20人以内の委員で組織し、次に掲げる団体及び子育て支援事業推進に関し見識を有すると認める者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関
- (2) 福祉・医療関係団体
- (3) 児童福祉関係団体
- (4) 教育関係団体
- (5) その他関係する地域の団体

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 地域協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、地域協議会の会務を総理し、地域協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が召集し、会長は、その議長となる。ただし、新たに選任された委員による最初の会議は、市長がこれを招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 地域協議会の庶務は、北秋田市福祉事務所福祉課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 委員の任期は、第 4 条の規定に関わらず、この告示施行後最初に委嘱を受ける委員の任期に限り、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

北秋田市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

NO	区分	委員名	役職名	備考
1	福祉・医療関係者	奈良 正人	鷹巣医師団会長	
2		佐藤 弘	北秋田市民生委員児童委員協議会長	
3		坂 昌司	北秋田市社会福祉員協議会長	
4	児童福祉関係者	神成 昭弘	社会福祉法人県北報公会理事長	
5		岡村 宣	大館北秋田地区保育協議会長	
6		佐藤 忠治	県児童館連絡協議会副会長(鷹巣児童館長)	
7		湊屋 啓二	北秋田市鷹巣子ども会育成連絡協議会長	
8	教育関係者	出川 幸三	北秋田市校長会長(鷹巣小学校長)	H18・4・1 就任
9		北林 強	鷹巣農林高等学校長	
10		北林 丈正	北秋田市 PTA 連絡協議会長	H18・4・1 就任
11	民間団体関係者	伊藤 公夫	鷹巣町商工会長	
12		中嶋 喜代	北秋田市婦人会連合会長	
13	その他の委員	中嶋 力蔵	北秋田市議会福祉教育常任委員長	H18・4・1 就任
14		佐藤 進一	旧鷹巣町行動計画策定委員会会長	現会長
15		佐藤昭次郎	旧合川町行動計画策定委員会会長	現副会長
16		佐藤 保徳	旧森吉町行動計画策定委員会会長	
17		伊藤 四郎	旧阿仁町行動計画策定委員会委員長	
18	行政関係者	安部 貞一	北秋田市教育委員会教育次長	H18・7・1 就任
19		佐々木一志	北秋田市保健センター所長	
20		成田 譲	北秋田市福祉事務所長	H18・7・1 就任

事務局(主管課) 北秋田市福祉事務所・福祉課・児童福祉担当

旧4町の次世代育成支援行動計画策定経過及び新市地域行動計画策定経過

平成 16 年 1 月	子育てに関する町民アンケートの実施（旧 4 町）
平成 16 年 3 月	アンケート報告書の作成
平成 16 年 3 月 30 日	第 1 回阿仁町次世代育成支援行動計画策定委員会
平成 16 年 4 月 20 日	現地調査及び人口推計及び特定 14 事業ワークシート作成
平成 16 年 5 月 20 日	特定 14 事業の目標事業量検討(旧 4 町)
平成 16 年 6 月～	旧町ごとの各課聞き取り調査の実施
平成 16 年 8 月 3 日	第 1 回次世代育成支援行動計画策定委員会の開始(鷹巣・合川)
平成 16 年 8 月 20 日	県に特定 14 事業の目標事業量報告(旧 4 町)
平成 16 年 9 月 3 日	第 2 回鷹巣町次世代育成支援行動計画策定委員会
平成 16 年 10 月 8 日	第 1 回森吉町次世代育成支援行動計画策定委員会
平成 16 年 10 月 25 日	第 2 回阿仁町次世代育成支援行動計画策定委員会
平成 16 年 10 月 26 日	第 2 回森吉町次世代育成支援行動計画策定委員会
平成 16 年 11 月 9 日	第 3 回鷹巣町次世代育成支援行動計画策定委員会
平成 16 年 11 月 24 日	第 2 回合川町次世代育成支援行動計画策定委員会
平成 16 年 12 月 2 日	鷹巣町次世代育成支援行動計画素案作成
平成 16 年 1 月 26 日	第 4 回鷹巣町次世代育成支援行動計画策定委員会
平成 16 年 11 月 30 日	第 3 回阿仁町次世代育成支援行動計画策定委員会
平成 17 年 3 月 15 日	第 3 回合川町次世代育成支援行動計画策定委員会 (計画書を町長へ提出) 森吉町次世代育成支援行動計画を町長へ提出
平成 17 年 3 月 16 日	第 4 回阿仁町次世代育成支援行動計画策定委員会 (計画書を町長へ提出)
平成 17 年 3 月 17 日	第 5 回鷹巣町次世代育成支援行動計画策定委員会 (計画書を町長へ提出)
平成 17 年 3 月 22 日	北秋田市誕生
平成 17 年 11 月 1 日	北秋田市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の制定
平成 17 年 11 月 29 日	第 1 回北秋田市次世代育成支援対策地域協議会 (委嘱状の交付・協議会設置の趣旨説明・計画策定手順)
平成 18 年 1 月 24 日	第 2 回北秋田市次世代育成支援行動計画策定委員会 (新市子育て支援事業の現状と予定事業の審議)
平成 18 年 3 月 8 日	第 3 回北秋田市次世代育成支援行動計画策定委員会 (最終原案の審議・市民への公表・事業の評価等について)
平成 18 年 3 月 13 日	計画書を市長へ提出
平成 19 年 1 月 24 日	変更となった委員へ市長より委嘱状の交付委嘱状の交 第 1 回北秋田市次世代育成支援対策地域協議会の開催 (17 年度事業の評価・事業計画の変更の審査・承認等)